大日本蠶絲會報

第五拾七號

明治三十年三月

目次

●論說
○蠶業に就て　大日本蠶絲會員　農學士　河原次郎
○桑苗の橋間購入を望む　大日本蠶絲會員　濱本義憲

●寄書
○蠶絲の將來　大日本蠶絲會員　吉田三造
○蠶絲製造業か農商務省の直轄さするの議　大日本蠶絲會員　五井次郎
○蠶屋解舒の難易は繭の性質に因る　大日本蠶絲會員　伊藤次郎
○蠶室内に於て火力使用に就て　大日本蠶絲會員　北村鐵次郎
　大日本蠶絲會員　白石延太郎

●統計
○明治二十八年桑畑段別産繭數○三十年一月中生絲層物類輸出數量及收繭統計○三十年一月中組物類輸出數量及價額○伊國ミラノ市場に於ける生絲相場表○最近三ヶ年十月來に於ける世界の生絲在荷高

●問答
○繭に就て質問并に答○蠶に就て質問并に答○蠶卵の解剖及胚子に對き質問并に答○蠶繭、蛹蠶及蠶に就て質問并に答○蠶種製造與否に就て質問并に答○蠶、蛹蠶、蛾蠶及蠶繭に就て質問并に答○蠶卵の解剖及胚子に關する諸件質問并に答○桑繭の割合及桑葉收穫量

●外報
○紐育生絲及絹物商況○佛國養蠶成績○佛國桑園及蠶絲景況

●雜報
○本年の大集會○西遠支會の沒會式○蠶業の金竹帳維支會の製絲○蠶種檢査の賞與位と製絲の改正○蠶種の製造に關する諸問題○蠶業の情況○日清戰爭の影響○蠶業の沿革○所謂伊佛國の製絲工女斗糖の産額の協議○蠶業の四期蠶業講習會の開會○蠶業の實傳○蠶種の産額の增減○蠶業の所見○蠶業の檢査○蠶業の檢査所の設置○蠶業の檢査所の生産○蠶業の檢査所の職員○蠶業の檢査所の權限○蠶業の檢査所の權限○蠶業の檢査所の權限

入會の勸誘を望む

本會創設以來未だ多年ならざるに入會者は陸續として日に月に增加し今や栃木、新潟、富山、靜岡の四縣には支會の設立をも認可するに至り會運は宛も朝暾の昇るが如く駸々乎として隆昌の域に向へり是れ固より有志家諸君が熱心蠶絲業の發達を企圖せらるゝの精神に基くと雖も然れども亦本會が斯業に向つて裨益すること大且つ多なるに由らずむばあらざるなり夫れ既に然り本會は益々力め愈々盡す所あらむとす原來本會唯一の目的たるや本邦をして世界第一等の蠶絲國たらしむるにあり而して此目的を達せんと欲せば勢ひ本會員の汎く全國に涉りて最多數を要せざるを得ず就ては滿腔愛國心を以て充たし國家の最大富源たる蠶絲の改善進歩を任ぜらるゝ會員諸君は精々同志者に勸誘し入會を紹介せられ相共に提携し國家的責任を盡されむことを希望す

但本會に入會せらるゝには一ヶ年分以上の會費を添へて申込まるゝを要す　尙ほ本會規則入用の方は貳錢郵券を添へ御申越あらば直ちに送呈すべし

大日本蠶絲會

論說

◉蠶業に就て　第二回小集會演說

衆議院議員　湯本義憲

諸君、本日は第二回品評會褒賞贈與式を擧行せらるゝに當り不肖義憲も御招待を蒙り此席末を瀆すの幸榮を得まして甚だ滿足に存じます、就て何か私に演說せよと云ふ御話しでございましたが私は元來此の業務に就ては素人でございまする、然るに滿場の諸君を御見受け申しまするに皆此業務に就ては積年熱心御盡力の御方許り言はば黑人でございます、黑人の諸君に向つて素人の私が御話し申まするのは恰も釋迦に說法を爲す樣なもので無駄でございまするから再三御辭退申しましたけれども、たつて愚見を述べよとのことでございまするから據なく私は極大膽の意見を申上げまして本日の祝辭に代へまする心得でございまする

先きにも申します通り蠶業上の事に就きましては私は素人でございます、夫故私の述べやうと思ふことは大概外の諸君の演題の中に含まれて居ること許り、前に御聽きになつた御方には定めし重複になることもあらうかと存じます、偖前に新井毫氏が第九議會に於て蠶業の普及は國家運運に最も肝要な

ることを論じ帝國議會に建議案を提出致しました際に不肖義憲も其の贊成者の一人で多少援助致したことでございます、其事柄は私の不得手な演說よりも前に新井君の申された所で明かなことゝ存じます、兎に角私も同感の運動を致したのでございます

今更申上げるまでもございませぬが、蠶業は實に我國を維持するに就きましては最も肝要なる要素でありまする諸君も御承知の如く今や我國は明治廿七八兩年戰役の結果戰捷國なり膨脹國なりと自らも稱し各國からも承認されて居る、然るに現在我國の國力を見ますると先づ租稅とする所のものが僅に七千三百七十九萬二千八百九十圓九十八錢である、此の僅の租稅を以て此の戰捷國此の膨脹國を維持することが出來ませうか私は覺束ないと存じます、去ればどうしても實業貿易の力に依て補なつて行かねばなりませぬ、そこで物產製出を奬勵せねばならぬことになる、物產の中如何なる種類が最も勢力あり最も有望であるかと云ふと即ち此の蠶絲であります、我國貿易品中輸出の最も多額なるものは實に此の蠶絲である、併しこれが未だ歐羅巴各國と比較すると決して優つて居ると言へない、去れば戰爭に於て支那に勝たからと云ふて支那に向つては戰勝國膨脹國と云へるかも知れぬが世界に向つてはまださう威張ることは出來ぬと思ひます、若し眞に戰捷國誠に膨脹國と誇らんとするならば兵力に於て支那に勝つたと同樣に貿易事業に於て歐羅巴の市場に勝利を占めるやうにしなければ、口では戰勝國膨脹國と言ふても其實は失敗國縮少國と言はなければなりませぬ、蠶業はどうしても日本國の運命を左右するものであると私は信じます

俗、此の事業の現在の有樣はどうであるかと云ふに、先づ通例本場と新場と稱して古くより從事して熟練して居る所と近頃始めてまだ經驗のない素人のやつて居る所と二つに分れて居るやうでございます、本場に於きましては十分經驗が積んで居りますから先刻橋本君の演說の如く實に著るしき進歩をしたに違ひない、併し新場に於きましては未だ極幼稚でありまして十分に仕立方を知らないものが多い、私は各府縣を巡回する度に常に養蠶地の家屋の構造又は桑畑等を注意して見ましてございますが流石に本場は本場で萬事行屆いて居ります、併しまだこれで十分とは言へますまい、其道の人が見ましたなら種々の非難の點も在りませうが兎に角私共素人のものは假りに本場のものを完全と見なければならぬ、箇樣に本場は本場、新場は新場で其の發達の度合が著るしく異なつて居ります、夫故に其の結果も非常に差等がありまして或る部分は大層品質が善良で或る部分は大層惡るい、日本國內の取引ならば兎も角も世界貿易の舞臺へ出ては此の有樣では迚も勝算は覺束ないと思ひます、何となれば假令善良の品が在りましても中に甚だしい屑がありましては日本國の蠶絲と云ふ名前の上から大に信用を墜す道理であります、乃ち全國一般に平均して屑の無いやうに作ることにしなければ遂に外國貿易で失敗を取るに相違ない、言葉を換へて申せば各人が個人的思想を去り國家的思想を以て斯道の發達を圖るやうに心掛けねばなりませぬ、己れのを善く拵へると云ふ考へでなく日本の蠶絲を善く拵

へると云ふ考へを持て貰ひたい、銘々が唯自分勝手に利己主義で以てやると云ふ風では何時までも日本の蠶絲の聲價を擧げることは出來ませぬ、皆一齊に共同團結して斯道の發達に盡力しなれば歐米各國と競爭して勝利を得ることは六ヶ敷い、近い話しが日清戰爭です、支那があれ程の大國でありながら少數の日本兵に打ち敗られたのは畢竟チリ〳〵バラ〳〵の働きをした爲めで將校は將校兵士は兵士其間に結團と云ふものが成立つて居ないからである、我國に於てはそうでない何か事あるときは水の低きに就くが如くに皆團結して一躰となる氣質を持つて居る、支那四百餘州を蹂躙したのも此の氣質の力である、去れば此の心を以て蠶業に從事したならば歐羅巴各國と雖も決して恐るゝに足らぬ、今日御列席の諸君は全國の有力者、之を軍隊に譬へたならば丁度師團將校のやうなものであると思ひます、故に諸君が互に一致團結して其部下を統御して斯業の爲めに運動なされたならば、歐洲の市場に大日本蠶絲大勝利の旗を揭ぐるに至るは火を睹るよりも瞭かであります、是れ實に國家に對する諸君の義務であらうと信じます

是れより私は蠶業に關する改良方法を聊か述べやうと思ひます、先づ第一に私は飼育法を改良したいと存じます、今日御出品を拜見致しましたが中〳〵見事なものでございます、どうか私は今後益々此の成績を良く致して第三回の出品會には一層上位を占むる御精神を以て御憤勵なされんことを希望致します、併しながら出品と申して處々方々から優れたる品ばかりを選んで出すやうでは何んにもなりませぬ、どうか其の優れたる品が一般に平均して出來るやうに致したいと思ひます、繭に於ても亦其通り中〳〵結構でございますがどうか之を全國に普及するやうに致したい、其れに就きましては即ち飼育法の改良でありまして、試に今の地方の飼育法を見ますると先づ種類が區〳〵でありまして一定して居りませぬ、一村内に於きましても百種もあるやうの都合でございます、從て其出來不出來が甚だしい、夫故に自然相場も本場よりは三四割方廉い、此れは結局自分〳〵の利益づくから來る結果でありまして、是れに就きましては私の考へでは是非地方の上流に立つ諸君が國家事業と云ふ考へで以て直接の利益を欲せず間接に利を得ると云ふ方法を取つて例へば村長なら村長が自分が直接の利益を望まぬやうにして村内一般の爲めに善良なる品を製出するやうに奬勵盡力致したならば自然其の種類も善良なるもののみに一定するやうにならうと存じます、假令一人が精良の品を製出しましても其他が一般に惡るいやうでは矢張り全躰が惡るい方の範圍に盡はれてしまうと思ひます、故に私の最も改良を望む所は此の飼育法でございます

次は蠶室でございますが、是れは諸君の如き御方々でございますれば學理に適應した立派なものを拵へることも出來ますけれども細民に至りまして中〳〵以て新に養蠶室を建てると云ふことは出來兼ねます、去ればとて此の事業が出來ぬと云ふやうな窮屈なる事では斯道の進歩發達は迚も計れませぬ、夫故此等の爲めにはどうか從來の家屋を用ゐて空氣の流通溫暖の工合等を注意してやるやうに致

したい、是等のことは諸君が見れば唯一と目で此處に穴をあけるとか天井を切り拔くとか云ふやうに解る、併し素人には一寸解らぬ夫れが爲めに尻の括りが悪るい譎などが出來ることになる、是では斯業の發達に非常の妨害となる、果ては製造に從事する人が逐々減ずるやうになる、諸君も御承知の如く今日の處にては全國七百八九十萬もある戶數の中で斯業に從事して居るものは僅に百二三十萬許りである、私はせめては半數位迄斯業に從事する人があるやう致したいと望んで居ります、諸君も御承知の如く私は多忙の身でございまするが、是等の點に感じまして其の季節に於きましては桑の葉の一枚も剝で見る心掛けでございます、藐爾たる一小島國迚も外の業務を以て國力を爭ふことは六ヶ敷いことゝ思ひます

夫れからもう一つは技師のことです、此れは正當の順序を追ふて勉強したものであるなら至極結構でございます例へば小學校中學校高等學校と順次に踏んで行て學士の號までも取てそうして技師となつたなら申分は無い、が目今の所なか〳〵そう都合がありませぬ、どうしても速成を主としてどん〳〵拵へるが急務であります、而して此の速成を以て仕上た技師なればとて強ち學士號を持て居る技師に劣るとは申されませぬ、何ぜなれば初めから專門に研究するのであるから實際にかけたら或は學士より優れて居ることもあらうと存じます、兎に角今日の所では夫れ〳〵專門の學校に於て速成生を養成して地方一般に普及して從事せしむるが急務かと心得ます

次に申上げたいのは西ヶ原の試驗場のことで、此れは諸君も御承知でございませうが第九議會に於て政府は一万四千八百七十一圓六十錢の支出を要求して修繕役員費に充てたのでありますが、其の說明書を見ると實に立派なものである、併し實際該試驗場を見まするとは、是が大日本帝國の養蠶試驗所の摸範であるとは如何しても思はれませぬ、假令專門技師の建築したものでも、私は甚だ不完全のものと思ひます、私は學理上のことは素より存じませぬが素人の目にも之を以て帝國の試驗講習所と申すは如何かと存じます、夫故是非共是は政府に迫つて第一着に改良し、我國貿易品中の最要素たる蠶業に關して諸般の試驗を行ひ其の成績を世に知らしむるに適當のものとなさなければならぬと思ひます、夫れより順次に地方に及ぼしたいと存じます

餘り大づかみの御話し許り長く致して居りますると肝腎な他の諸君の有益なる統計的の御話しが後れますから私は茲に止めますが、終りに一言申し上げて置きたいのは次回の品評會に於きましては是非共三等賞の御方は二等賞、二等賞の御方は一等賞に昇進なさるやうに御精勵あらんことを希望致します、併し前にも申しました通り是は出品用であるからと云ふて多數の中から一粒選りにするやうの弊は勉めて避けるやうに致したい、又各府縣の御方は夫れ〳〵地方の有力者なり殊に斯道に御經驗のある御方でありますから御同樣に共同一致して他働的でなく自働的に勸めて自治の精神を以て地方に御歸りになりましたなら舊幕府の三百諸侯と同じ資格で地方の同業者を奬勵して斯道の發達進歩を計ら

れんことを切望致します、斯く云ふ私も及ばずながら一臂を奮ふ覺悟でございます（拍手大喝采）

◎桑苗の協同購入を望む　第二回小集會演說

大日本蠶絲會員　農學士　河原次郎

私は此盤なる高い演壇へ上つても極低い御話を申上げるので御坐ります、御覽の通り若輩の身ながら幸にして既に日本の重もなる養蠶地は一通り見廻り聊か感じたことがあるから今日は夫れに付きて申上げ樣と思ひます、桑は蠶の唯一の食料で御坐りまして畢竟生絲は生きたる蠶の躰中に於て桑の葉が形を變へたものに過ぎない、此桑の代りに栢俗に針桑と云ふ樹の葉を用ゐ、或は楮、パラモンヅン等の葉を用ゐて試に蠶を飼養した人がありました、然しながら此を蠶兒に喰ひ慣れしむることは至りて困難で其中唯針桑は能く喰ひますけれども此迚も結搦な繭を作ることは決して出來ませぬ、群馬縣の或る地方では今年の樣に晩霜の害に逢ふた場合に桑の葉の幾分を補ふ爲めに米の粉を混ぜる者があります、又愛知縣三河の國の糟谷某も小麥の粉を混ぜて蠶に與へると大層好き繭が取れ、晩霜に逢つて桑に不足を告げ或は海岸に於て潮風の爲めに桑が傷んだ場合にも飼育するに困み貴重なる蠶兒を投げ棄て或は川に流すが如き不幸に陷ることなく毎年安心して養蠶することを得ると申しました、私は未だ之を信じませぬ、桑に能く似て居る針桑や楮でさへ蠶は十分に生長し得ません、況して人間の樣に米や麥を桑の代りに蠶兒に與へ假令能く之を喰ひますとも其滋養分を消化して吸取ることが出來ないに相違ない、凡そ生物が其の食物より滋養分を取る力は種類に由りて違ひまして、例之ば米糠の中には澤山の滋養分があります、して牛馬は之を消化し身躰を養ひますけれども人間の胃や腹では之を消化することが出來ませぬので玄米を舂き白米と致して食用するのです、其通り蠶が食物を消化する作用は亦人と違ふて米粉麥粉を消化する力はありますまい、どうしても好い繭を得んには桑の好き種類を選んで健全なる苗を植付け懇に栽培しなければならぬと思ふ、所が桑を植ゑますのは外の農作物などとは違ひまして中々半歲や一年で收穫の見らるゝものではない、少くも四年五年と經なければ十分なる收穫なく、又四年五年經ます後ち直ちに其樣を拔き取るにも非ずして數十年間毎年桑葉を收るのでありますから最初植付ける桑苗を注意して選ばねばならぬ、普通農作物で種苗の悪しかりしは翌年改良するを得まするも桑は左樣には參りませぬ、けれども各地方の樣子を見ると百本二圓の苗を百本植付けるより百本一圓の苗を二百本植付ける方が收穫が多いから其方が利益だと言つて兎角低價の苗を求むる者が多く、或は桑園一段拵へますのは麥畠一段拵へるよりも餘程費用が掛るので悪しい事とは知りながら資金の缺乏に制せられ劣等なる苗を買入れて植付ける人が大層あります、夫れですから苗屋さんの方でも如才なく品質は悪しくつても成るべく其賣價を低くして御客樣を引く樣に見え滅に歎息すべき次第で御坐ります、丁度其危きことは搗いで賣り廻はる蠶種を買入れると同じであります、

是非共桑苗を買入るゝには之を仕立つて居りまする苗圃に就きて實際成長の模樣に由りて其眞否を見別ければならぬ、往々新なる養蠶地方では桑苗の需用が多くて假令近傍に桑苗師が在つても供給に不足を告げ、或は自分の望む良好なる種類の苗を用意しない場合があります、斯るときに二十里も三十里も買入れに出掛け、或は千本や二千本の苗を百里も二百里もある原産地に旅費を費して行くと、苗は十分に精選するが宜しいと言つた所が餘り高價になりまして不經濟でありますから、此場合にも協同購入法を用ゐ各自出張して買入れずに總代を出したらば宜しからうと思ひます、現に福島群馬長野等有名なる養蠶地より各地方に出る桑苗の數は夥しく毎年何百萬本と云ふ程で、各地方では養蠶の本場で作られし苗と申して信用し爭ふて購入します、然しながら本場の苗でも油斷が出來ない、桑苗を仕立つる熟練なる者にても澤山仕立てる場合には農夫を澤山使つて居るから其間には往々出來損じがある、又近年苗の需用は益ゝ殖えて福島縣では少し信用のある桑苗家の苗は落葉前既に賣切れる有樣ですから好商は不眞の苗を此場へ混交しないとは限られませぬ、且つ一般に苗木の外觀を好くせんとして徒らに苗を肥大ならしむる弊風があります、其幹を太く造るには太陽の光線を十分に受け相當の肥料を用ゐれば不可なけれども、日當りの悪しき苗圃に極めて密に仕立て强て長く伸暢せしむるが故に桑の幹が柔かく出來て居るものが多き樣に思ひます、桑の苗は幹は如何でも根が能く張つてれば宜しいのであります、根が十分に蔓延したるものなるや否は苗を一目見れば知れますが苗圃に行きて調べなければならぬことが外にあります、夫れは桑の萎縮病と紋羽病であります、紋羽病は黴に似たる園類の根が桑根の中に這入つたり、或は其表面に纏つて居つたり、或は桑株の周圍に付いたりして桑の根から根に傳はるもので、若し桑園に出來たときは之を驅除し又其繁殖を豫防することが困難で現に千葉縣下にては全く之が爲めに桑を枯らした桑園が澤山ありますが隨分恐ろしい病であります、是が激しくなつて紋羽の樣に桑株の土際に付いて居りますのは知れますが、以前から桑根の中に蔓延するものは到底肉眼では知れない、根を截つて顯微鏡で見なければ知れませぬが桑苗を植ゑる時に一々顯微鏡で調べることは非常に勞費を要し實行し難き故に苗圃に就きて紋羽に罹まるゝ苗があるかないか、其親株も此病に罹つて居らぬかを調べなければならぬ、萎縮病即ち桑枝及桑葉の縮みまする病の原因は未だ確かに定まりませぬが既に苗に萎縮して居るものが澤山にあります、通例苗を植付てから四年五年經つて始めて起る病でありますが、一年生或は二年生の苗にて多少此病に罹り其葉の縮みたるものは決して少いではありませぬ、福島縣安積郡郡山町より西一里半程の村にある苗圃には萎縮の苗が澤山御坐います、此地は伊達郡に次ぎ桑苗を賣出し有名なる苗場でありますが、此村の桑苗家に問ひますれば假令萎縮病に罹れる苗にても葉が落ちた後は知れぬから混交して賣ると答へられました、如何にも葉が落ちて上方の縮んで居る梢を切つて幹を一尺五寸位殘して賣れば外觀は健全なるものと異なりますまい、實に見て私の身時が縮み上りました、其次に恐ろしいのは貝殼蟲と云ふ極小さ

い蟲でありまして凡そ地上一尺位の所の幹に付いて居る蟲で御坐います、是が人の目に障らぬが兎角繁殖する、唯今まで此蟲のない所に新らしく苗を植付けた爲めに此蟲が繁殖して多數の桑を枯らしたことがあります、斯う云ふ有樣ですから他より桑苗を買入れる場合には其苗圃に夏から秋にかけて葉の落ちざる前に行き斯う云ふ病氣や蟲の害があるかないか、又苗木の仕立方を能く見た上で此苗ならば宜しいと見當が付いたならば其中で着實なる苗師に注文して置くが宜しいと思ひます、蠶種の協同購入法では種繭を見廻はり最良なりと思ふ家に就きて特約し、引續き製種の際に立會ふことを得れども、桑苗は葉が落ちた後に非ざれば掘取るを得ざるものなれば、實地見分すべき時は掘取る頃よりも大に隔たりて、殊に各地の苗場にて信用ある桑苗家の苗は早くから約定濟になるから、協同購入の場合に選みたる總代は早く出立せしめて見分し、苗の仕立方も能く病蟲害等なく之に從事する人物も着實なる人を選みて注文し、掘取りの際再び派出して約束の苗圃より搬出せしむる樣にせば安全であります、蠶種の共同購入を行はんとするとき往々製種家が此法を攻擊したことがありますが、今日に至りては製種家も其利を悟つて居る、桑苗家も苗の善惡を見らるゝのは或は煩はしかるべけれども、宜しいものを見立てゝ買つて行かれるのでありますからして、其植付け方を過たぬならば結果は好きに極つて居る、或る場合に於ては好き桑苗を植付けても其方法手術が惡るい爲めに植損じが多く、或は種々の病蟲害に罹り十分の收穫なきことが往々ある、其場合に自分の栽培法の拙きことを知らず、直ちに彼の地方より買入れたる苗は不良なりと思ひ、罪を桑苗家に歸するものがあります、若し協同購入の法が行はれて一口に一萬本以上も賣れる樣になつたならば、種苗家も賣先きに出張して栽培上の注意をしたなれば、將來好結果を得るであらうと思ひます、蠶種の協同購入は大に諸君の御盡力に依りて益々盛んに實行されますが、桑苗には此買入れ方の行はれて居る樣に聞及びませぬから、本日此演壇を拜借して會員諸君に聊か御注意申した譯で御坐ります（拍手大喝采）

●寄書

●蠶絲の對外策

大日本蠶絲會員　吉田三造

我邦貿易の覇權を握り輸出の盛衰は以て我邦財務の消長を左右する所の重要物產たる蠶絲が時に或は多少の增減こそあれ年々歲々輸出を增加するの傾向あるは實に祝すべきことなり然れども我邦蠶絲の前途は余輩の杞憂に堪へざるものあり蓋し蠶絲は我國特有の產にあらずして伊佛の精品あり支那の多產ありて紐育の市場に里昂の市場に其他到る處の需用地に於て我邦の產品と常に競爭を試みつゝあり而して我邦蠶絲の品位は最も劣等の地位にありとは需用者の明言する所なれば將來輸出の衰退を來すの虞なきを保すべからず是れ余が蠶絲の對外策を講じ當業者諸君の猛省を請ふ所以なり左に之を擧げん

養蠶家は須らく善良にして一定なる種類を撰びて飼養すべし　我邦の蠶絲が甚だ區々にして劣惡なる

ことは領事の報告、視察員の復命、需要者の注意等に由りて當業者諸氏の熟知する所なり是れ畢竟養蠶家が無謀に劣悪なる雑駁種を飼養したるの致す所なれば養蠶家たるものは唯に形狀の美悪、絲巣の緊緩、縮緻の良否等の外見にのみ拘泥せず絲質の十分善良なる一定の種類を選擇して飼育するを要す然らざれば我邦の蠶業は益ゝ盛なるに從ひ蠶絲は益ゝ雑駁に流れて所謂其得は其失を償ふ能はざるに至るべきなり

殺蛹貯繭に注意せざるべからず　如何に善良なる繭なりと雖も殺蛹貯繭にして不十分ならんか其效果を全たからしむること能はざるなり我邦の蠶業家中往々殺蛹貯繭の注意を疎にし折角得たる良繭に或は黴を生じ或は色澤を傷ひ或は解舒を困難ならしめ爲めに絲質を害し非常の損失を招くことあるは實に余輩の遺憾とする所なり我邦の生絲が同一製絲家の手に成り同一の商標を附するも製造季節の異るに從ひ色澤品位を殊にして需要者に嫌悪せらるゝが如き皆此注意を疎にしたるの結果なれば當業者は十分の注意を加へて不慮の損害と需要者の嫌悪とを招く無なからんことを期せざるべからず

「テトロ」を一均ならしめざるべからず　生絲にして「テトロ」均一ならざれば作業に困難なるのみならず織物の外觀甚だ美ならざるものなれば「テトロ」は極めて均一ならしめざるべからず然るに我邦の生絲は「テトロ」の不均一なる同括の生絲にして八「デニール」より二十「デニール」位の差を見ること通例なりとす之に反し伊佛等の生絲は「デニール」表に示す所と二「デニール」の差を見ること稀なりと我邦の生絲が海外需要者に排斥せらるゝ亦已むを得ざるなり我邦の蠶絲家にして注意に注意を加へて「テトロ」を均一ならしむるにあらざれば終に外國生絲の爲めに市場に壓倒せられて必ず生絲の販路を失ふに至るべきなり

類節を少からしむべし　生絲にして類節多ければ筬の進退圓滑ならずして爲めに往々切斷し作業甚だ困難なるのみならず織物の外觀を損するが故に類節多き生絲は到底善良なる織物の原料に供するに足らざるなり而して我邦の生絲は外國生絲に比し類節多くして數等劣等の地位にあるを以て善良なる織物の原料に供する能はざるなり是れ固より蠶種の劣悪なるに因るべしと雖も抑亦製絲家注意の疎なるに因らずんばあらず故に宜しく繰絲の際撚數、繭の煮加減、繰絲湯の温度、接緒の方法等十分に注意を加へしめ及ぶべき丈類節を少からしめざるべからず

強伸力を増さしむべし　強伸力少きこと亦我邦生絲の缺點として需要者の嫌悪する所たり故に製絲家たるものは十分注意を加へ此缺點を補足することを勉めざるべからず

仕上げを完全ならしむべし　如何に善良の生絲ありと雖も仕上げにして不完全ならんか決して需要者を滿足せしむる能はざるなり再繰の難易は實に機業家の經濟に大關係を有するものにして其完全なるものにありては一日一人の工女にして平均二貫目餘を繰返し得べく而して此より生ずる減耗量即ち屑絲量は僅に百に對して〇、一五位に過ぎざるに其不完全なるものにありては繰返量六百目位に過ぎずして屑絲量は實に百分の四の多きに達すと殊に米國の如き賃金の高價なる繰返工女一週日平均四弗の賃金を仕拂ふと之を日本貨幣に換算せば一日一圓二十錢位に當る以て繰返しの難易が機業家の經濟に大關係ある知るべきなり惜むべし我邦の生絲が常に此貴重なる仕上げの不完全なる爲め需要者に嫌悪せらるゝこと殊に二本揚り三本揚り等多くして甚だ使用に困難を感ずとは需要者の明言する所なり我邦生絲改良の點多しと雖も揚返方の改良は需要者の最も熱望する所なれば我邦の製絲家は一層注意を仕上げの點に加へて需要者の歓迎を得んことを努むべし是れ急務中の急務なりとす

以上は蠶絲對外策としての概略なれども凡ての諸要點に於て改良せば庶幾は將來我邦生絲の名聲を失墜せずして販路を恢擴することを得べきか

◎蠶種製造業を農商務省の直轄とするの議

大日本蠶絲會員　五井伊次郎

蠶種製造業の職責は日本の生命を左右にすべき生絲販路の上より日に益ゝ重きを加へ來り或は內國に一二好種類ありて之を擢拔して追々改良すべしと云ひ或は支那蠶種を輸入して原種に供すべしと傳へ屢に種類の一點に就ても有識の士は喧々紛點を指摘して措かず更に種類を撰定して其改良に取掛るの順序亦大に難きを覺ゆるなり小生は蠶種濫造の弊に感ずる所ありて自から此業を企興し可成廣く先輩の經驗を溫ね私かに研究發明の功を修め漸々擴張の方法を講じつゝあるも如何にせん其規模小にして學術に長ぜし技師を聘して己れが研究を助けしむる餘地なく又數千枚の蠶種を一定に製出する技能を有せざれば自分の職責の日に重きを加ふると同時に改善の途なきを嘆ぜずんばあらず錦り小生が其任に當らざるのみならず世間又小生と感を同じくする人多からんと信ずるなり偶大家を氣取り先生を以て任ずる者ありとするも或は某會員なり或は某技師の門人なり或は某傳習生なりとて世間に立廻り能き者の當時に羽振り能きに止まり眞に蠶種の改善を托すべき所の大家は蓋し僅小ならん是れ小生が卑見を陳して廣く世間に質さんと欲する所以なり

小生は蠶種製造業を農商務省の直轄として左の方針を以て蠶種を改善せんと欲す

第一議

便宜の地に中央蠶種製造所を置き外國蠶種視察諸種の試驗高等養蠶教育地方蠶種製造所の原種製造を業務とし學識ある技師及實地蠶業に長ぜし者を擢拔して擔任せしむる事

各府縣に一ヶ所若くは數ヶ所の地方蠶種製造所を置き中央製造所の指揮を受け普通養蠶教育風土其他の試驗及各町村役場の請求に應じて蠶種を賣下ぐるを業務とし學識ある技師及實地蠶業に長ぜし者を擢拔して擔任せしむる事

一般養蠶家の蠶種を拂下ぐるには町村役場へ規定の證據金を添へて申込み町村役場は之を取纏めて蠶種製造前即ち指定の日限內に地方製造所若くは他府縣地方製造所へ送致して豫約する事

此法確定の場合には人民の蠶種製造を禁ずべし而して斷行迄には少なくも三年以上の猶豫を與ふるを要す

第二議

第一議或は異斷に失するとの輿論に決すれば左の方法に據るも現今の不完全には優れりと思惟す然れども不識の事情纏綿して眞正の改良は期し難からん

中央蠶種製造所は第一議の通り

地方蠶種製造所は各町村役場の請求に應ずるを各町村蠶種製造者の請求に應じて原種を賣下ぐると改め蠶種製造家を地方製造所の下に監督し其蠶種業者に身元學識技術等相當の資格を立てゝ就業せしめ原種は其自製を禁ずべし

此場合には一般養蠶家は隨意に蠶種を購求するを許すと雖も蠶種製造業者にわらずして自製するを禁ずべし

予は第一議を希望して措かざれども蠶種業者よりは非常の反對を受くることあらん然るに是は一部の人の批難に止まり一般養蠶家は却て贊成を表す可し隨て一國の上より論ずれば非常の利益あるを見る人或は言ふ可くして行ふ可らずと論ずる者あらんか創業の際或は混雜を見ることあらんも之を今日の烟草專賣に比すれば決して難き業にはあらず而して實地に長ぜし者も學識に乏しからざる者も從來養蠶家中に需むるに於ては是又難からず伏して大方諸君の公評を仰ぐ

◎齲齒解舒の難易は蠶の性質に因るか將た他の原因に基するか

大日本蠶絲會員　北村鏡治郎

齲齒解舒の難易は大に製絲業に關係を及ぼすこと人の皆知る所にして工費の多少生絲の良否需く之に關せざるはなし當業者窮求之が研究を忽かせにすべけんや余聞く伊佛支那等の生絲は其質善良にして

本邦生絲の上位にありと或る關係は著く措き其蠶は繊度適當の絹絲を吐き其繭形は楕圓にして解舒を容易ならしむるの性質を有すること與りて力ありと雖も余は一概に右の兩性を以て本邦の蠶種に比較して俄に在來種を排斥せんとするが如きは或は輕忽の所爲として反對せざるを得ず解舒の難易は一に蠶の性質にありとすれば楕圓形種の外國種を飼育試驗せしもの世其人に乏しからざれば利益ある事柄とし云へば針小棒大以て世間に吹聽する世の中如何ぞ今日に至る間として其聲を聞かざる理あらんや是れ全く外國にて飼育すれば其決果完備なるも本邦に於て飼育すれば外界の關係適せざるものあるに由り蠶見も健康ならず其結繭も亦解舒普通なるの致す所ならん見ずや彼の外國種麥中「カリホルニヤ」と云ひ又「シェペリー」と云ひ殆んど內國種を壓倒するの勢あるにあらずや是を以て之を見れば解舒の善惡は宜に繭形種類等に職由せずして他に大に原因なくんばあらず吾又之を聞く伊佛は國土大に乾燥せる上に蠶室內は常に乾燥を計り陽光を導くを力むと只支那製蠶地方の乾濕如何は未だ調査せしものなしと見へ世に公なちず甚だ遺憾と謂はざるを得ず而して本邦の氣候は濕氣を帶ぶること夥しく養蠶家製絲家の常に患ふる所なれども土著の蠶見は之に打ち勝つの性質を備へて割合に健康に割合に飼育し易し然れども尤も患ふべきは平均解舒の容易ならざる是れなり詰り米國機業家より「けばだつ」とか類節多しとか又細大不齊とかの批難を受くるものは直接に間接に之に原因し改良の聲の高きにも似ず蠶々進まざる所以ならん此業に從事するもの豈之が研究を怠るべけんや

一外國蠶見の吐出する絹絲と本邦蠶見の吐出する絹絲とに有する譏讁質の是如何

是れ吾が第一に知らんと欲する所なれども未だ之が精密なる研究をなせしものあるを聞かざれば遺憾ながらも之を比較する能はず若し外國種は譏讁質少なしとすれば解舒の容易なる理の當に然るべき所にして宜しく健康なる良種類を輸入して改良を圖るべし若し又然らずとせば一概に種類にのみ拘泥すべからず宜しく研究の目的を左に轉ずべし

一上簇方法

余は本邦蠶繭の解舒容易ならざるは重に氣候の然らしむる所と思考す故に如何なる良種類を輸入するも如何に改良を圖るも上簇の方法を改良し上簇室をして伊佛の上簇室と全上以上の空氣を以て滿すことを能はざれば所謂木に緣て魚を求むるが如く如何に改良の聲を大にし如何に鞭撻を爲すも其聲其擧動は唯世人の耳目を驚かすのみ所謂勞して功なきものとす

夫れ本邦の蠶繭は伊佛の蠶繭に比して大に解舒の難きは調査上の爭ふべからざる事實なりと雖も然れども此中に就て仔細に調査するときは驚くべき解舒の容易なるものなきにあらず春夏秋蠶に就て比較するときは夏秋蠶は春蠶に比し解舒に非常の差あれども上簇の方法に由りては春蠶と雖も殆んど夏秋蠶に比肩する程の解舒を有するもの無きにしもあらず上簇の際に於て晴天續くときは其年の成繭は一般に解舒宜しく若し之に反するときは解舒非常に惡しゝ之を例すれば我地方明治廿八年度早夏蠶の上簇頃より收繭に至るまで雨天續きしかば之を購入せし製絲家に於て之を出殼繭と同じく製綿の原料に供せしことあり以て氣候の如何に解舒を左右するかを察するに除りあり故に稍〻上簇方に注意する養蠶家は火力を以て濕氣を防ぐの方を取れり然れども其室不完全にして外來の濕氣左右前後より侵入し來るの時に於て豈一小火力の之を防ぐことを得んや世には數百金を投じて宏壯なる蠶室を建築するものあれども未だ完全なる上簇室を建築して旱濕の年柄に頓着せず蛹を除けば皆良絲と云ふが如き名譽ある良繭を收穫して已れを利し製絲家を利し以て眞の養蠶家たる模範を示せしものあるを聞かず豈長大息の至りならずや斯く論じ來るときは種類の改良は必要なきものゝ如くなれども決して然らず農科大學又は蠶業講習所等に於ては勿論之を研究して日新の風潮に後れざらんことを渴望して止まずと雖も世人徒らに改良を叫んで之が目的を誤り却て退歩を來すが如きことなきを望む

夫れ地震國には之に處するの方法ありて一朝震災に罹るも能く其建築物を維持すべし濕氣國にも亦之

に處するの方法を研究して伊佛を凌駕するの處置なかるべからず養蠶豐作の祝ひをなす傍ら生絲は市場に堆積し歐米の需用地よりは頻りに小言を並べ來り伊佛は愚か豚尾漢の製絲に打ち負け泣言を聞くが如きは誠に無味の骨頂にして先輩諸君の之が救濟の道を講ずるに付て一層明確なる斷案を下されんことを切望の至りに堪へざるなり

◎蠶室内に於て火力使用に就て

大日本蠶絲會員　白石延太郎

近來養蠶に從事するもの火力を用ひて蠶兒を飼育する事を知る併しながら其要とする所火力は唯に温度の下降を防ぐの用とのみ思了し不慮の失敗を招くもの世間其人に乏しからず是れ他なし使用者が未だ使用の要領を解知せざるの結果にして若し其用法宜しきを得たらんには又大に効驗あるべき事なりとす

抑も蠶室内に炭火若くは燃火を使用するの要は一に温度の下降を補給するに止まらずして其温度を補給すると共に其室内の空氣流通を宜しくし以て室内の濕氣或は臭氣等を排除するに努めざるべからず然るに火力を使用する者火氣の散逸を防がんが爲め其周圍は障子或は襖を以て閉塞し些少の間隙をも盡く糊貼して其内にて火力を使用し空氣の流通等に少しも顧着せざるものあり故に温度の昇騰すると共に薪炭の燃燒より發する所の蠶兒に有害なる瓦斯は漸々其室内に充滿し給與の刻桑より發する水分とに由り室内に温熱を生じ蠶座に醗酵作用を興して蒸熱を釀し爲めに綺桑黑色に腐敗し甚しきに至りては白色の發黴を見るに至る元來蠶兒は暑氣に耐ふるも蒸熱に耐ふる能はざるものにして其極遂に衰弱を來し疾病を發するの原因となりて又今年も「パタイタ」てふ歎聲を漏すに至るを常とす

故に火力を使用せんには障子及天井等は適宜自在に開閉を便にし一日一貫目の炭を使用せんとせば其一半を温度補給の用に供し他の一半を室内空氣交換の資に供すべき事を報知せざるべからず又雨天或は曇天等にて蠶室内の空氣自然に閉鎖し蠶座に濕氣を生じ食慾大に減退せし場合等には恒に入力を以て其室内の空氣を恰好に改換し食慾を增進せしめざるべからず其手段としては火力を使用するに若くはなし即ち火力にて不潔なる空氣を室外に排除し新鮮なる空氣と交換せしむるものなれば室の周圍は十分開閉を便ならしむるを要す

凡て其利を逞ふするものは一朝過ては又其害も殆んど測られざるものなり火力は蠶兒の飼育に必要欲くべからざるものにして其効益多しと雖も其用法を知得せざるときは意外の惨況を呈することあり故に宜しく最も注意すべき事とす

●統計

◎明治二十八年桑畑段別府縣別表

（農商務省調査に據る）

	作付段別	見積段別	計
北海道	三八五・一 町段	三三四・九 町段	七二〇・〇
東京	二、一七〇・二	四、六二五・六	六、七九五・八
京都	三、七九二・二	九八六・八	四、七七九・〇
大阪	四七六・八	九〇・四	五六七・二
神奈川	三、九一六・八	五、六八〇・二	九、五九七・〇
兵庫	五、二九五・五	一、二四三・八	六、五三九・三
長崎	一七三・二	八五・九	二五九・一
新潟	五、一八四・九	一、八七六・八	七、〇六一・七

埼玉	一二、三二一・六	五、七〇二・〇	一八、〇二三・六
群馬	一五、三七五・七	一一、一五六・二	二六、五三一・九
千葉	三、一四一・一	五四八・二	三、六八九・三
茨城	八、四九一・八	二、四五五・七	一〇、九四七・五
栃木	三、七九四・八	八一四・五	四、六〇九・三
奈良	五八五・三	二一一・三	七九六・六
三重	二、七一五・一	九〇二・七	三、六一七・八
愛知	五、四四五・〇	一、三四〇・四	六、七八五・四
静岡	一一、九三八・〇	一、四二三・一	一三、三六一・一
山梨	一二、六九二・二	二、八二三・八	一五、五一六・〇
滋賀	四、一六四・七	四四三・六	四、六〇八・三
岐阜	七、八〇五・五	五、二四三・〇	一三、〇四八・五
長野	二一、二八二・六	二、六九七・九	二三、九八〇・五
宮城	四、三三四・三	一、七八一・一	六、一一五・四
福島	二六、五七二・一	二、八九六・一	二九、四六八・二
岐阜	一、三四八・一	一、七六六・八	三、一一四・九
青森	六八・七	三七・四	一〇六・一
山形	一〇、三四二・二	一、六五三・一	一、九九五・三
秋田	二、三六一・七	九四九・八	三、三一一・五
福井	一、三四三・六	一、二三八・九	二、五八二・五

石川	一、五八三・二	八、六九二・二	一〇、二七五・四
富山	二、〇五〇・三	二、九四八・四	四、九九八・七
鳥取	一、五三九・一	二八四・〇	一、八二三・一
島根	二、〇六一・六	四〇三・五	二、四六五・一
岡山	一、五〇九・四	三二三・六	一、八三三・〇
広島	一、一四八・七	一八七・四	一、三三六・一
山口	六一七・六	二三九・四	八五七・〇
和歌山	七四一・七	一九〇・〇	九三一・七
徳島	二四三・四	五一四・八	七五八・二
香川	一八三・五	四一・九	二二五・四
愛媛	八二二・四	四〇六・六	一、二二九・〇
高知	六〇九・四	四一八・七	一、〇二八・一
福岡	一、六四〇・二	二七六・八	一、九一七・〇
大分	二、二九二・八	四一七・二	二、七一〇・〇
佐賀	三四七・三	一八〇・一	五二七・四
熊本	一、二五一・八	一七五・一	一、四二六・九
宮崎	八三五・〇	五一四・四	一、三四九・四
鹿児島	七五二・〇	四二三・六	一、一七五・六
沖縄	—	—	—
計	一九七、七四八・二	七七、六四七・七	二七五、三九五・九

◎三十年一月中生絲屑物類輸出數量元價及收稅統計

（大日本外國貿易月表に據る）

種目	數量	元價	收稅
生絲	四三三、五七五斤	三、一〇〇、九七四・七二〇円	一〇二、四三二・一七〇円
蛹斗絲	一〇七、六五六斤	九〇、二一〇・〇〇〇	二、五四三・三九一
屑絲	二九八、九五五斤	一五一、四二五・二〇〇	二、一一八・八五三
計	八四〇、一八六斤	三、三四二、六〇九・九二〇	一〇七、〇九四・四一四

◎三十年一月中絹物類輸出數量元價統計

（全上）

種目	數量	元價
縮緬	一四〇反	一、三七八・六〇〇円
羽二重	四九、二六六反	七七一、三〇五・五八〇
鳥の諸絹布類	四、七〇九反	二一、六〇七・九二〇
絹綿布類	七五反	二八二・五〇〇
絹布手巾	五三、〇三五打	一九六、九〇三・二〇〇
絹製品類		一〇、八四三・六八〇
計	五四、一九〇反 五三、〇三五打	一、〇〇二、三二一・四八〇

◎伊國ミラン市場に於ける既往十ヶ年間各月半の生絲相場表

年度											
一月	廿九法 四六	廿八法 四一	廿七法 四六	廿六法 五九半	廿五法 四三	廿四法 四七	廿三法 五七	廿二法 四五	廿一法 四七	二〇法 五五
二月	四五	四一	四五	六四	四二	四五	五六	四七	四五半	五二半
三月	四四	四一	四五	六六	四一半	四四	五五	四五	五五	五一
四月	四二	四三	四四	七〇	四二半	四五	四四	四四	四四	五〇
五月	四二	四二	四二	六九	四四	四四	五三	四三	四三半	四九半
六月	四二半	四三	三九	六〇	四六	四二半	五三半	四七	四三	四八半
七月	四〇	四八	四一	五七	四九	四三	五二	五二	四四	五〇
八月	三九半	四七	四三	五五	五〇半	四二	五二	五一	四六	五一
九月	三九	四四	四四	五三	五二半	四一半	五二半	五一	四三	五一半
十月	四一	五〇	四二	五八	四二半	四二半	五一半	五四	五二半	五一半
十一月	四一	四九	五三	五六半	四一	四九	五六	四一	五〇	
十二月	三九	四七	四〇半	五六	四三半	四七	五八	四二半	四九	

（備考）本表に據れば廿六年四月に於ける七十法を最高とし廿七年六月及廿九年九月十二月の三十九法を最低とす

◎最近三ヶ年十月末に於ける世界の生絲在荷高

（伊國ミラン絹業協會調査に據る）

一八九六年	一八九五年	一八九四年
三、〇三三、二三七基	三、一六三、三三一基	三、六六六、〇二九基

●問答

◎蠶蛆に就て質問

大日本蠶絲會員　關根琴次郎

(一)蠶蛆は桑葉にのみ產卵するものにして其卵蠶躰に在つて孵化生活し他の蟲類に寄生して該蟲の子孫を滅殺するものにはあらざるか

(二)果して他の蟲類に寄生するにあらずとせば爰に最も嚴重なる繭蛆取締法を施行し該蛆の生脫を防禦せば期年にして蠶蛆の子孫を絕つを得らるべきか

(三)野蠶(桑蠶)には勿論蠶と同じく蠶蛆の寄生するものなるか天蠶も亦然るか

(四)蠶蛆の事に就ては佐々木理學博士より本會報に於て蠶蛆の產卵其經過及驅除に至る迄懇篤なる明敎を垂れさせられ拜讀感謝措く能はざる所なれども萬一の愚め質問を奏することあり幸は或る雜誌に蠅は產卵生なるものにあらず母蠅の腹より既に蛆となりて產下せらるゝことを記し蠶蛆の卵生にあらざることを論ぜり小生此說を見且つ夏季糞蠅の「ナマリ蠅」抔に飛來りて其尾頭より微小なる蛆を頻に放出するを目擊せり而して其微小なる蛆は尾頭より放出せらるゝや否活潑に運動を始め終に肉中間隙ある處に入つて匿るゝものゝ如し元來此蛆は糞蠅の子にあらずして矢張り他蟲の寄生蟲なるか將た該蠅の子なるか

答　　大日本蠶絲會技藝委員　理學博士　佐々木忠二郎

(一)蠶蛆の蠅は單に桑葉に產卵するものにして他樹の葉に產卵することあるを聞かず但し蠶兒の外に桑葉を食する「クハコ」「クハヂコ、ノラヂコ」に蠶蛆を寄生することあり

(二)蠶蛆を悉皆驅除せんと欲するときは貴說の如く最も嚴重なる繭蛆取締法を設け着々之を實行することを要し且同時に桑園に接息する「クハコ」を捕殺すること必要なり但し繭蛆を驅除せんと欲せば各

養蠶地方に於て同時に此取締法を實行せざれば益なし何となれば一地方に於て熱心に蠶蛆を驅除するとも隣地方に於て之を實行せざれば此處に增殖せる蠶蛆の蠅は容易に取締法實行の地に飛來りて蠶兒に害を及ぼすものなれば なり

(三)蠶蛆は前條の通り「クハコ」(野蠶)には寄生するも「ヤマ、ユ」(天蠶)には決して寄生することなし但し天蠶にも一種の蠅を寄生するは余が明治二十五年に於て檢出せる所なるも此蠅は蠶蛆の蠅とは全く別種のものなり

(四)蠅には卵生、胎生の二種あり蠶蛆の蠅は卵生にして胎生するものにあらず

◎蠶蛆に就て質問

大日本蠶絲會員　木下與八郎

蠶蛆は桑葉に大關係ありと聞きしが如何なる土地の桑葉を給與すれば其害を免かるべきか

答　　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　石渡繁胤

蠶蛆の蠅は五六月の交に於て桑葉の裏面に產卵するものなり而して蠶蛆の蠅は濕潤の地、日陰、樹陰、風の流通惡しき場所を好みて往來產卵すること多きものなるを以て蠅の來ること少く、空氣の流通善く、日光の透射宜しき所の桑葉を以て飼育せば多少其害を免るを得べし

◎蠶卵の解剖及胚子に附き質問

大日本蠶絲會員　森成次郎

(一)蠶卵を解剖して卵殼、卵黃膜、漿液膜、卵黃粒、卵心即ち胚子を一々分離し觀察し得るの法ありや

(二)卵殼より胚子の發達を觀察するには如何せば最も宜しきか

答　　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　石渡繁胤

(一)蠶卵の實驗を爲すには鋭き針の先きにて蠶卵紙に附着したる卵の殼を磨擦し內容を損せざる樣之を破り上側の卵殼を取去り一滴の水を加へて內容を靜かに浮き上らしめ時計皿の上に移し二本の針を使用せば漿液膜は靜かに取去るを得べし卵黃粒を檢するには卵の內容を物載硝子の上に取り「エーテル」又は加里を加へ見るべし脂肪球は溶解し卵黃球のみを認むるを得べし漿液膜は物載硝子の上にて靜かに展開し蓋硝子をなして檢すべし

(二)胚子を實驗するには卵殼を破りて取出し漿液膜、卵黃粒を去り「ヘマトキシリン」にて染色して檢すれば胚子の全形を見るを得るなり胚子は卵の右側を存するものなるを以て其心にて實驗すべし又切片を作りて胚子の構成を實驗せんとせば蠶卵をフレミング氏の溝溶液或は一%の「クローム」酸水溶液にて殺す其法五六粒の蠶卵を產着のまゝ紙片と共に熱したる同上の液中に投じ半日程其まゝになし置き水にて洗ひて七%の「アルコール」中に移し屢々「アルコール」を換ふべし十分固定したれば前法の如く卵殼を除き切片を作るの方を施すべし切片を作るの法は概略次の如し標本を「カーミン」其他の色に染め七〇%の「アルコール」より九〇%の「アルコール」に移し遂に無水「アルコール」中に移し無水「アルコール」に置くこと全く組織中より水分の去るに至らしむべし組織中の水分去りたれば之を「テレビン」油若くは「キシロル」中に投ずれば暫時にして「テレビン」組織中に浸入し標本は透明となるべし透明となりたれば之を煖めたる「パラフヒン」中に入るゝなり「パラフヒン」は豫め肉壺の如きものに入れ砂皿若くは湯煎の上にて熔解せしめ置き(熔解するを度とし決して高度に熱すべからず)之に標本を投ずべし其まゝ煖め置くこと三四時間より七八時間い

至る、然るときは「パラフヒン」全く標本の組織中に入るなり其頃を見計らひ他に「パラフヒン」を熔し置きて硝子板の上に鉛製の曲金を置き二個合せ標本の大さに應じ其穴を伸縮して其穴に熔けたる「パラフヒン」を注ぎ其冷へざる內に標本を入れ位置を正し硝子板と共に全躰を水中に投ずるなり然するときは「パラフヒン」は內に標本を包みて凝固するなり「パラフヒン」全く冷へたれば水より上げ鉛の曲金を除くときは「パラフヒン」は立方軸のものなるべし之を「キルク」の上に附着し標本の周圍にある餘分の「パラフヒン」を削り三「クロトーム」(切斷器)に裝置して其一方に剃刀を附着し切斷器の下部にある圓盤を回轉し標本を少しづゝ上方に登らしめ剃刀を前に引くときは「パラフヒン」と共に彎躰は切斷せらるゝなり之を續くるときは薄片は順序に連りて剃刀の上に殘る之を取りて硝子板の上に附着するなり附着する方法は先づ硝子板の一面に鷄卵の蛋白と「グリスリン」とを混合したる液(腐敗を防ぐ爲めに石炭酸一二滴を加へ置くなり)を布巾にて拭ふが如く布くなり此上に薄片を上せ柔き筆の先きにて硝子板に密着せしむ其範圍は「デッキ」の大さとなすべし薄片を上せ終りたれば(薄片を置くには規則正しくなすべし)硝子板を取りて之を酒精燈の下に其下面を熱すべし然すれば「パラフヒン」は熔解して薄片を硝子板に密着せしむべし之を直ちに「テレビン」若くは「キシロル」中に投ずべし然るときは「パラフヒン」は纖品中に熔解して硝子板の上には薄片のみを殘す其硝子板を取出し下面及其周圍を拭ひ薄片上に「カナダバルサム」を一二滴加へ「デッキ」を被ふべし而して數日を經れば「デッキ」は硝子板に固着して拭ふも亦取れざるに至る之を「プレパラート」と稱す發達の順序を實驗せんとせば同上の方法にて產卵後より孵化迄の間屢々切斷を作り實驗すべし

◎蟻蠶、姫蠶、斃蠶及蠶蛆に就て質問

大日本蠶絲會員　佐藤慶藏

(一)春蠶催青中は次第に温度を高むると同時に適應の濕氣を與へ七十度位にして孵化せしめ而して播立の當時何種類を問はず蟻蠶一齊に灰褐色を呈することあり然れども敢て虚弱といふにもあらざるが如し是は如何なる原因にて起るや其斯の如くなるは卵子又は蟻蠶の強弱に因らざるものか

(二)元來の斑紋蠶より姫蠶の生ずることあり是は斑紋の濃厚なるものゝみを選べば姫蠶の生ずることなきも赤質に變ずるの虞なき能はず又青質に改良せんとすれば姫蠶に化するもの多きが如し故に純粹の青質にして斑紋明かに姫蠶の生ずることなく爲し得べきや

(三)上簇後一週間程經て簇中の斃蠶を見れば黑きものと赤きものとあり是は如何なる病原にして斯く其色を異にして腐敗するや又微粒子病檢査の時稀には蟻汁に黑赤あり併せて詳細に教示を乞ふ

(四)八月下旬頃蠶の蛆を破りて之を檢すれば蠅の形を成すものと形をなさずして小さき羽蟲（其形狀殆んど俗に云ふ俵蚊に等しく臀部細く「ブンブン」とはねる羽蟲なり）數十頭其中に蟄居するものとあり前者は即ち翌春孵化する蠅にして後者は其蠅の害蟲にはあらざるや果して害蟲なりとせば如何なる場合に蠶の蛆に寄生するものなるや

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原次郎

(一)蟻の頭部より尾端迄一樣に灰褐色なるは憂ふるに足らず是れ其皮膚に生ずる色素の種類及其多少に因りて常常の色を呈せざるものなり然れども躰の一部分特別に灰褐色なるは虚弱なるもの多し而して蟻の虚弱なるは其卵子或は親蛾の健全ならざりしか又は蠶卵保護催青の途を過てるに基くこと勿論なり

(二)青熟質にすれば斑紋淡く赤熟質には斑紋濃きもの多きこと質問者の言ふが如し故に青熟質にして斑紋濃き種類を作ることを容易の業に非ざれども毎年注意して製種せば遂に得らるゝこと姫蠶にして赤熟種あるを觀て知るべし但し純粹の青熟種は繭質不同なるもの俗に言ふ巣が崩れ易き憂あるを以て青熟質にして僅に赤熟質を帶びたる方純粹に青熟質なるものよりも優れりとす

(三)斃蠶の色黑きは概ね軟化病に罹りたるものにして赤きは軟化病、微粒子病或は蠶蛆の寄生せるに因る蛾躰を磨り碎きたる液汁の黑色或は黑褐色を呈せるは其乾燥不十分なるが爲めに細菌（バクテリア）繁殖して腐敗したるか若くは軟化病に罹りしものなり然れども赤褐色なるは蛾尿の混ぜるが爲めにして不都合なきものなり

(四)蠶蛆の蛹に寄生する小さき動物は其害蟲にして蛆の地中に入り蛹に化したるときに寄生するものなり現品を見ざれば如何なる種類に屬するやは斷言し難し蓋し蛆蛹の害蟲種々ありて養蠶家を應接するもの少からざればなり

◎蠶種簡便貯藏、卵量秤定期、死籠繭の諸件質問

大日本蠶絲會員　吉田檜松

(一)蠶種貯藏法種々ありと雖も極簡便にして蠶卵原紙を紙袋に入れ其袋の口を閉ぢて土藏或は喰室に貯藏するは如何

(二)蠶種を賣買するに卵量を秤るは產卵後幾日目位を以てするを適當とするや

(三)其繭を結ぶは最も強壯なる蠶なるべし然るに養繭中死態りあるは何等の原因なるや

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　月田藤三郎

(一)貯藏の場所率に著く低温度を保持し且つ温濕の變化少なき所とすれば問ひの如くするも亦可なりと雖も寧ろ輕便なる木製の箱に收めて貯藏するの安全なるに若かず

(二)撒種となして賣買せんとするものなれば主に春蠶種なるべし然らば卵量を秤るは十一月上、中旬の頃即ち普通水浴を行ふの時期に於てするを宜しとす此時期は唯に撒種を製するに適當なるのみならず卵量の減耗も一時稍〻停止の有樣を呈す歐洲養蠶地方にて撒種を製するも亦此時期に於てす

(三)死態りとなるは病に罹りしものか又は蛆の寄生を受けしものにして要するに强壯の蠶見にあらざるや勿論なり唯だ結繭の際は病勢未だ劇甚ならざりしが故に之を爲したるのみ

◉桑樹栽附の割合及桑葉收穫量に就て質問

大日本蠶絲會員　帖佐吉次

(一)土質は壤土にして一段歩の桑園を仕立つるに其早中晩桑の割合幷に何桑を植附くれば蠶見の飼育上に最も便益を與ふるや

(二)右の割合即ち教示に應じて仕立つる桑園は三個年目にして一段歩の桑葉收穫量幾貫目位あるべきや

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　月田藤三郎

(一)桑園に植附くべき早中晩桑の割合は專ら蠶見の發生及桑葉發育の遲速に基きて之を定むべきものなるが故に地方に由り一樣ならずと雖も一段歩に附き凡そ左の如き標準に據らば大差なかるべし

・早生桑　一畝十五歩　中生桑　二畝十五歩　晩生桑　六畝歩

桑樹は其種類甚だ多しと雖も各〻得失あり何れか最も蠶見飼育上に便益なるやは明言し難きを以て現今其種と稱せらゝものの二三を掲げて參考に資せん

早生桑　市平　多胡早生　大縮緬
中生桑　鶴田　青木　魯桑
晩生桑　十文字　鼠返し　山中高助

(二)桑葉收穫の多寡は土地の肥瘠、植附け株數、施肥及耕耘の適否、仕立法の如何等に由り差異あるは勿論なりと雖も一段歩に附き六百位を植附け適當の取扱ひをなすものに在りては桑葉の收穫量は凡そ二百貫目と見做して差支へなし

◉外報

◉紐育生絲及絹物商況

昨二十九年十二月中米國紐育に於ける生絲及絹物商況に附き同地駐在帝國一等領事内田定槌氏より同月三十一日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

前報後當市生絲商況は著しき變動なく引續き緩慢の狀況なり尤も大統領選擧落著後は多少景氣恢復の傾なきにあらざりしも本邦に於ける生絲商人の豫期せる所と異なり格別の好況に向ふことなく賣主は俄に多分の直下を行ひたるに拘らず取引は從前に比し依然として僅少なり蓋し當國に於ける機業家が此際來春用織物製造の原料に充てんため生絲を仕入れんとするも已に其時期に後れたると是まで已に多少の生絲を仕入れ之を使用中なるを以て差當り新に買入の必要なきに因るものゝ如し

然れども機業家は今後絹織物需要の増加を確めたる上新に原料の仕入に著手せんと待構へ居り且つ當國に於ける生絲の需要に漸次増加の傾向あるのみならず其生絲は本邦産品多分を占め居る有様なれば本邦荷主に於て時として猥に高直を唱へ又は投賣を行ふが如きことなくんは遠からず市況を挽復し益々活潑なる取引あるに至るべしと云ふ

本月中當市に於ける各國生絲の相場左の如し但し歐洲絲は六十日拂日本及支那絲は就も通常六箇月拂なり

伊太利特別「クラシカル」　三・六〇—三・七〇
同「クラシカル」　三・五〇—三・五五
同　最上一番　三・三七半—三・四五
同　一番、二番　三・二五—三・三五
日本掛田最上より二番　三・〇〇—三・二五
同　器械特別より一番　三・二五—三・五〇
同　繰返一番、三番、三番半　二・八七½—三・二〇

支那器械特別より二番　三・六〇—三・七五
同　特別より三番　二・五〇—三・〇〇
同　繰返七里絲一番　呼値
同　上二番　同
同　上三番　同
廣東器械特別より三番　二・二五—二・五五
同　繰返一番、二番、三番　二・〇五—二・二〇

絹　物

本月中は絹物小賣商が歳暮の商賣に最も繁忙の時なれば該商の取引は一般に頗る活氣を帯びたり然れども此時季經過せる後は來春に至り時候物の賣口開くまでは再び此の如き繁昌を見ることなかるべし然るに當國に於ては歐洲諸國と異なり今春用のため製造したる織物は已に賣盡したれば之を來春に持越すことなく來春用の品物は悉皆新調品のみなる上に之を製造する原料品たる生絲の直段低廉なるが故來春に至らば絹物の商況頗る好景氣を呈すべしと云ふ

然るに過日來當國絹物製造家中本邦より輸入する絹織物に對し特に輸入税を増加すべしと唱ふる者あり其云ふ所に據れば歐洲より當國に輸入する絹物に對しては從來の如く四割五分の從價税を課するか又之に準ずる從量税を課するときは以て內國品絹物製造業を保護するに足るべしと雖も東洋製特に本邦製の絹物に對しては之と同等の税を課するも以て其目的を達すること能はず本邦製の絹織は毎年幾百萬弗の輸入あるを以て若し之に重税を課し其輸入を防ぐときは之を製造する事業は皆內國製造家の手に歸すべきに依り其利益少からざるべしとのことなり而して是等の人々は過日パタソン市に於て集會を開き本邦製絹物の中白地及色物は一封に附き米金四弗、黑物は總て一封に附き米金三弗、綿絲入絹物は從價税五割に改むべき旨を決議し目下之を實行せんことを運動し居れりと云ふ勿論此の如き不當の税案は到底實行し得べからざるべし

◎佛國養蠶成績　昨二十九年中佛國に於ける養蠶の成績に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より外務省へ左の如く報告ありたり

養蠶者員數　一四五、三一〇人
孵化に供したる蠶卵高　二二一、七四三オンス

內

佛國種	二一二、二八四オンス	日本種	四二、五三五瓦
日本種	一、一六八	佛國復製日本種	一八九、六六七
佛國復製日本種	四、八五七	其他外國種	一二八、四〇八
其他外國種	三、四三四	各種の蠶卵每一「オンス」に對する生繭平均產額	
收獲生繭高	九、三一八、七六五瓦	佛國種	四二・一九九
內		日本種	三六・四一七
佛國種	八、九五八、一五五	佛國復製日本種	三九・〇五〇
		其他外國種	三七・三九三
		平均	四二・〇二五瓦
		製種用に供したる繭高	二八六、四九〇

製種高	七一三、五四四〔オンス〕	生繭一基の平均市價		
蠶卵一「オンス」の平均市價			製絲用	製種用
佛國種	八・九四	佛國種	二・五六	三・五〇
日本種	八・八三	日本種	二・六一	三・三九
佛國復製日本種	九・五一	佛國復製日本種	二・五九	三・三三
其他外國種	八・五二	其他外國種	二・四七	三・二五

（備考）本表の一「オンス」は二十五基なり

◎佛國收繭高及蠶絲景況

一昨二十八年中佛國に於ける蠶繭收獲高等の件に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より外務省へ左の如く報告ありたり（本會報第四拾四號同五拾四號本欄參看）

一昨二十八年中佛國に於ける蠶繭收獲實査高及昨二十九年一月一日より同九月三十日まで に印度カルカッタ港より歐洲へ輸出したる蠶絲製糸絲蠶繭高幷にブルース蠶絲市場の畧況を記述せんに佛國農務省に於て昨年の收繭高に對し千八百九十二年一月十三日の法律に準據し養蠶奬勵金を下付したる金高の計算は左の如し

養蠶奬勵金を受けたる佛國各縣收繭高總額	九、三九三、三五七・四五〇〔基〕
右に對する奬勵金支出總額	四、六四六、一七八・六七〔法〕

然に右に對する同年度の歳計豫算は四百八十萬法なりしを以て結局殆ど九萬五千法の剩餘を生たり前記收繭高は其筋の嚴重なる調査に基きたる數量なるを以て最も正確なるものとす

茲に又本年一月より同九月三十日に至る九箇月間に印度カルカッタ港より歐洲へ輸出せる蠶絲製糸絲及蠶繭の數量を表示すれば左の如し

收繭高鑑査及秤定に關する經費	五九、四五五・四三〔法〕		
合　計	四、七五五、六五四・一〇〔サンチム〕		

輸出先	蠶絲	製糸絲	繭	合計	輸出者
英國	五八八〔基〕			五八八〔基〕	「アンダルソン、ライト」會社
同	六一七			六一七	「ライオール、マールシャル」會社
同					「グラハム」會社
同	一六八		一八	一六八	社名不詳
同			二	二	「ヨーエヌ、ヘンダルソン」會社
佛國	六一	七四三		八〇四	「アンダルソン、ライト」會社
同	五五三	一二八		六八一	「ライオール、マールシャル」會社
同	八八三	三九三		一、二七六	「ウォルカゴワールド」會社
同		二六六		二六六	「エ、タビシエー」
同		三八		三八	「グラハム」會社
同			五	五	「ピエール、シリオル」會社
伊太利	九九			九九	「アンダルソン、ライト」會社
總計	二、八〇一	一、七三六	二五	四、五六二	

本年ブルースに於ける收繭高に附き在君士坦丁佛國商法會議所の本年十月十二日附報告に據れば前年に比して頗る增進を示せり其精確の數量は之を知るに由なしと雖も收獲の全體に於て二割五分乃至三割を增加せることは疑ふべからざるものゝ如し

本年七月以來同市場に於ては繭及蠶絲の市價共に一時不動の有樣なりしが里昂より大手の注文到著したるため同十月十二日頃に至り稍〻上進を示せり當時蠶絲の市價は甚だ强氣を帶び其以前に比し毎一法乃至二法の昇騰を呈し繭も亦蠶絲に隨伴し市價大に上進せり

雜報

◎本年の大集會

大日本蠶絲會に於て例年春季に催す大集會は本年は本月二十八日を以て赤阪區溜池町大日本農會々堂に於て開設し順序書(前號表紙の二頁)の通り施行する筈なり其詳況は次號の紙上に於て更に記載する所あるべし

◎西遠支會發會式

大日本蠶絲會西遠支會は去る十日靜岡縣遠江國濱松町鶴瀧館に於て發會式を擧行し農商務省よりは技師本多岩次郎氏出張せられたり其概況を記せんに午前第九時青木彌七氏の先導にて本多技師、青沼濱名郡長、高山靜岡縣屬、立花濱松警察署長、吉田郡書記其他濱名引佐兩郡內縣會議員、各町村長、縣下各組合長、製絲協會員等式場に着席し青木氏開會の旨趣を述べ次に本多技師及青沼郡長の祝辭小野忠太郎及松浦郁次郎氏の祝文朗讀ありて岡部竹次郎氏各地よりの祝電を報じ袴田善五郎氏の答辭ありて式全く畢り夫より會議を開きて規則を議決し役員を選擧し引續き本多技師一場の演說を爲し午後六時より懇親會を開けり出席者は二百餘名にて頗る盛會なりき當日本會よりも祝電を發したり又本多技師は歐米の蠶絲業に係る寫眞數十枚を寄附せられたり

◎蠶種檢査法案

農商務省より蠶種檢査法案を第十議會に提出したることは前號に於て既に記載せるが此程貴衆兩院を愈〻通過したれば久しく世の一問題たりし同法案も三月二十四日の官報に於て三月十九日附法律第十號を以て之を公布せられたり即ち左の如し

蠶種檢査法案

第一條　此の法律に於て蠶種と稱するは原種及製絲用種の越年するものを謂ふ。第二條　原種は框製にすべし。第三條　蠶種は左に揭ぐる繭を以て之を製造することを得ず。(一)二蠶以上合同して作りたる繭、(二)繭層片薄なる繭若くは形狀を失すること著しき繭、(三)繭層薄弱にして繭の全量百に對し繭層の量春蠶に在りては八、夏秋蠶に在りては六に達せざるもの。第四條　蠶種は原種より產生したる繭を用ゐるにあらざれば之を製造することを得ず。第五條　蠶種製造者は收繭及產卵後の二期に於て原種に在りては繭、蛾、卵、製絲用種に在りては繭、卵の檢査を受くべし。第六條　第三條に揭げたる繭は收繭後の檢査を經るまで之を保存すべし。原種の播殼蠶種の製造に供用したる繭及原種の製造に供用したる母蛾は產卵後の檢査を經るまで之を保孔すべし。第七條　此の法律施行の地方に於ては檢査合格の證印なき蠶種を賣渡又は讓渡することを得ず。第八條　此の法律施行の地方に於て必要ありと認めたるときは地方長官は農商務大臣の認可を經て此の法律施行地以外に於て製造したる製絲用種の買受又は讓受を認許することを得。第九條　地方長官は蠶種檢査員をして養蠶期中蠶種製造者に就き掃立蟻量の多寡生育の狀況及病蠶の有無を視察せしむることを得。蠶種製造者は前項の視察を拒むれどを得ず。第十條　蠶種檢査員其の職務を行ふときは證票を携帶すべし。第十一條　蠶種檢査員は自己若くは家族の製造する蠶種の檢査をなすことを得ず。第十二條　蠶種檢査に關する費用は府縣の負擔とす但し國庫は其半額以內を補助することを得、北海道廳及沖繩縣に於ては國庫の負擔とす。第十三條　地方長官は土地の情況により農商務大臣の認可を經て此

の法律を施行せざることを得。第十四條　第三條第四條第五條第七條及第八條第二項に違背したるものは五圓以上五十圓以下の罰金に處す。第十五條　第六條に違背したるものは二圓以上二十圓以下の罰金に處す。第十六條　第九條第二項に違背したるものは五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す。第十七條　此の法律中蠶種の製造及檢査に關する規定は自家用の蠶種のみを製造するものに適用せず。第十八條　學術研究の爲め農商務大臣又は地方長官の承認を得蠶種を製造するもの及其の製造したる蠶種には本法を適用せず但し賣渡すことを得ず。第十九條　檢査方法及此の法律施行に關する細則は農商務大臣之を定む

附　則

第二十條　此の法律は明治卅一年四月一日より施行す但し第二條の規定は此の法律施行後一箇年間之を適用せず。第二十一條　明治十九年農商務省令第九號蠶種檢査規則は本法施行の日より廢止す

◎生絲荷爲替の沿革

營業稅法の實施に就て横濱生絲商と稅務管理署と見解を異にし端なく衝突を起したることは既に前號の紙上に記載せるが今生絲荷爲替及荷貸金等の沿革を聞くに横濱に於ける生絲貿易の開始は遠く開港以前にありて當時地方荷主が自家の資本を以て生絲を買入れ横濱に持來りて賣込問屋に委托し其賣れ行く迄は問屋に宿泊して成行きを眺め愈々手合せとなれば賣上げ金高の内より相當の手數料を始め宿泊料を拂ひ利潤を懷にして國元に引返し再び荷物を引纏めて横濱に赴く有樣なれば當時横濱の問屋は純然たる委托販賣の業を營み居たるなり然るに其後外國人も續々本邦の生絲を需要するに至りたるを以て高崎前橋等上州製絲地方の藩主は其代理店を横濱に設け藩内產出の生絲は悉く代理店に向け賣込を委托せしむることゝなせしより明治三年頃三井家は横濱に生絲店を開くと共に上州前橋に支店を設け專ら地方荷主に原料買入れの前貸を爲し荷物を纏むるの手段を講じたるが是れ全く荷貸金貸付けの濫觴なりき當時三井家の貸金により製絲を爲せし向きにして目下横濱に移住し居るもの少からざるが其頃には別に餓爭者もあらざりしを以て三井家も十分に收益を見しと云ふ既にして明治五六年頃には富岡に器械の製絲場起り且つ横濱にも國立銀行設立せられたると共に生絲貿易も漸次發達し價格も上進し來れるより從前中次業を爲せし地方荷主も資金の融通に苦しむを以て各銀行共續々内地に支店を設置し荷爲替を取組みて荷物を横濱に輸送し來れり是れ生絲貿易に於ける荷爲替の起源なりとす斯て明治十四年横濱の生絲商が聯合して共同荷造所を設け商館に當らんとの計畫を爲せしが遂に失敗して解散となりし以來は各店共荷貸しは勿論荷爲替の取組み金額を高め延いて今日に至りたる者にして全く問屋が荷物を一手に纏めんとの競爭心より荷爲替なる便宜法となりたることは何人も認むる所なりされば生絲商營業の上より言へば荷爲替は委托販賣業の附隨行爲若くは委托販賣なることは疑ひもなき事實なり然るに當局官衙が之を目するに營業稅法に依り金錢貸附業を以てするは實に苛酷なりと謂はざるべからず云々とは當業者間の語る所なり

◎金貨本位と製絲業

幣制改革は經濟社界の一大問題にして金貨本位を贊成する者あり又銀貨本位を主張する者ありて互に論難辯疏至らざるなきは目下の現狀なるが本邦生絲貿易の利害に關して或る當業者の意見なりと云ふを聞くに曰く

我國は銀貨國なれば常に取引する米國又は佛國に對する爲替の變動屢々にして爲めに絲價は實際の

相場以外に爲替上より來る相場の昇降頻繁にして其都度利する所ありと雖も要するに事業をして徒らに投機的の性質を帶びしむるなり

相場の變動多き故に製絲家をして投機の念を萠ざしめ事業を改善して利を得んと欲するよりは寧ろ時機に投じて利を博せんと勉めしむるは勢ひ免れざる所にして危險の思ひ多からしむるなり

事業投機の性質あり製絲家にして投機的に走る傾きあれば起伏常なくして經濟界に信用を占むる能はず其結果は生絲貿易の發達を妨ぐること論を俟たず其他各種の不便不利あれば單に生絲貿易の上より見るときは現時の銀貨本位の狀態より轉じて金貨本位の制を採用すること尤も得策なるべし

又金貨本位となるときは價格を低廉ならしむるものなれば輸出國には不利益なりと云ふものあれども是れ其唱呼に於て低廉なるのみ金貨とするも銀貨とするも實價に變りなかるべければ貿易上將た事業上金貨本位を以て得策なりとす

◎竹纖維製の蠶網　埼玉縣越谷の人濱野藤四郎氏の發明に係る竹材を柔軟ならしめ其纖維を以て製造したる蠶網は農商務省の特許を得たる專賣品にして養蠶家に一方ならぬ利便を與ふる所より昨年來同地方に於ては此を從來の麻製蠶網に代用するに至れるが其價は百枚に附き二圓にて藁製よりは幾分か高けれども蠶兒の取扱上に於て竹製は殆んど藁製と異る所なく時間と勞力の節約の著るきを以て意外の好結果を得たるが爲め之を使用するもの漸々增加すと云ふ

◎營業稅に就ての陳情　長野縣小縣郡鹽尻村の明業社員は蠶絲業を製造業と看做すべしとの事に附き其不當なる所以を松本稅務管理局へ陳情せる由は曾て聞く所なるが埴科蠶業組合一百名總代埴科郡瀨下村太田庄三郎埴科蠶業組合組長安達元右衛門の二氏も亦此程左の陳情書を磯貝松本稅務管理局長に差出せりといふ

客年三月營業稅法發布に付今般蠶種營業者を以て同法第四條に該當者は屆出べき旨示達相成候得ども我々組合同業者は元來農業家にして蠶種販賣業を兼業し居るものなれば敢て他より原料を購求し之れを製造して物品を賣却するの比に非らず全く自家の飼育し來る所の繭より種を採り之れを販賣するものなれば農作物を賣却すると同一轍なり若し稅法により物品販賣業に屬するも決して製造業にあらざること言を待たざるなり强て第四條に依て屆出を爲す如きは法の精神を誤るものと謂ふべし何となれば第四條を按ずるに製造業一定の製造場を設けとあり是れ即ち製造營業人に適用する條項に過ぎず蠶種は製造場を定むる所を要せず每戸在來の居宅何れの所に於ても產卵し得るなり又物品を製造し其形勢を變更して物の品位を高め利潤を得る如き業には非ざるなり唯蠶種の裏面に抑捺の製造判又日辭に於て製造の名稱あると雖も其實繭は農產物なり之れより生ずる種も亦農產物なり之れ蠶兒より繭と成り種と變ずるが如きは蠶自然の性質にして人工を以て物品を製造なすと同一視の事に非ざるは明瞭なり故に我々蠶種家と製絲用養蠶家と收繭上敢て異なることなし敢て本組合は製造業に該當せざるものと確信仕候賢明なる閣下の御判定を仰ぎ度申上候也

◎蠶業講習所傳習規則の改正　農商務省に於ては三月三日を以て蠶業講習所傳習規則第四章第十二條中本科志願者第二項「二、年齡二十年以上の者」をあるを「二、年齡二十二年以上の者」と改正せり

◎熨斗絲商の協議　群馬縣前橋市に於て熨斗絲改良に熱心家の聞え高き前橋熨斗絲共同荷造所檢査役木島邦太氏は同地の熨斗絲に蛹の附着するもの多く荷造の際一々之を拂ひ除くは甚に手數を要するのみならず大に品位を失墜せしむるを甚だ遺憾なることに思ひ頃日同市に於ける熨斗絲仲買商の重立ちたるものを招き矯正團体を組織して改良を圖るの得策なることを談話したるに孰も同意を表したれば去る三日發起會を前橋熨斗絲荷造所の機上に開きたるに會するもの殆んど四十有餘名にして種々協議の末左の項目を決定し夫より十名の委員を撰定し會則を起草したりと

第一　熨斗絲商組合を設立する事　第二　起草委員十名を撰擧する事　第三　共同荷造所に向ひ應分の保護金を求むる事　第四　委員をして各町の仲買商に組合員たらしむるの勸誘をなす事

◎廢棄蠶種を販賣す　千葉縣下總國香取郡古城村大字鏑木の某は福島縣岩代國安積郡小原田村秋妻孫三郎の製造蠶種に千葉縣の廢棄證印あるものを削り其跡に白紙を貼り其上に福島縣安積郡小原田村蠶卵組合の章といふ十六字を明記したる方三寸位の章標を貼付し其傍に千葉縣の檢査合格證を押捺して香取郡栗原村邊に多數販賣したりしが或る買入人に於て過般寒水浴を施し、際右の章標剝脱し其下より廢棄證印を削り取りたる痕跡を發見せしかば不審の餘り香取郡第八區組合委員長石橋武右衛門氏の宅に持參して檢査を請ひしに委員長曰く此は廢棄の證印を削り其跡を掩ひて合格の僞證印を押捺したるものに相違なしと其まゝ事務所に預り置きたりとの事なるが實に惡むべき所業ならずや

◎瑞西絹絲業の實況　瑞西國工業の際盛なることは世人の業已に知る所なるが近年の進歩は實に著大なりとす同國物産の首位を占むるものは綿絲業にして第二に位するものは蠶絲類及絹織物業と

す此蠶絲類の事業は種々に關係を有して其區域甚だ廣しと雖も養蠶及製絲の業に係りては其規模頗る狹小にして今尚ほ微々たる狀況と謂ふべし從來同國に於て培桑養蠶業を擴張するの目的を以て屢〻種々の方策を試みしも未だ曾て其功を奏せざりき僅かに南地方のテサッシと云へる處に養蠶を開始し年々十二萬乃至二十萬基の收繭を見るに過きず而して製絲業も此テサッシ地方に營む者ありて其數僅かに三ヶ所なれども自國産及伊太利産の繭を繰りて稍盛んに其業を營みつゝあり其生絲の産出額は五萬基なりとす

瑞西國に於ける撚絲業は生絲業に反して殊に綿絲を盛んに製造するなり初め此業の開けたるは今を距ること三百年前にして綿絲業の增進せしは千八百五十年より千八百六十年の間に在り而して現今年々の製産額は二十五萬乃至二十八萬基に達し其平額は獨逸墺國佛國及露國に輸出す又經絲の如きは前記テサッシの製絲場三ヶ所の生絲を使用して其製出額は年々六萬乃至七萬五千基とす一説に瑞西の撚絲製造高は一ヶ年三十一萬乃至三十五萬五千基なりと云ふ

縫絲及紐類は主にヴュリック地方に於て之を製造し多くは支那下等絲を以て其原料に供し而して其製造額は年々十萬乃至十四萬基にして殆んど其半を輸出せり千八百九十三年の調査に據れば瑞西國撚絲場數は三十一ヶ所職工員數七千人にして（其内四千人はヴュリック府下にあり錘數七萬本を有せり絹綿及絹紡績業は瑞西國工業中の一大古業に屬し十七世期に於て初てヴュリックに之を開始し爾後中央地方及バールに波及せり此バール市は最も其業を進め千八百二十年の頃手製を主とせしが器械に改めてより頗に其發達をなせり現に運轉しつゝある全國紡績所十二ヶ所の内六ヶ所は此バール市に存立

す目下絹紡績所に從事する職工員數は五千人にして錘數十三萬五千本を運轉す紡績絲年々の產出額は凡そ百六十萬基にして其價額は二千六百萬乃至三千萬法なりとす其製品の過半は輸出に供す而して其需用は獨逸クレフエルドサツキス佛國及英國の天鵞絨織物に用ゆるなり

絹織物及「リボン」織物業は瑞西國絹業中最も古く最も盛なる事業にして十三世期及十四世期の間に成立せり然るに十五世期に於て戰爭と流行病とに由て殆んど其跡を絶ちしが千五百五十四年新敎家のヲユリックに追放され來りたるより此宗敎派の盡力に依り此業を再興し之を增進せしむるに至れり前世期の終りには「ヲユリック」に其器械凡そ四十臺を備へり昨今該業の增進せることは左表に就て推知するに足るべし

	手機	器械機		手機	器械機
千八百五十五年	二五、三〇〇	—	千八百八十五年	二〇、一〇〇	四、一〇〇
千八百六十七年	一八、七〇〇	四〇〇	千八百九十三年	二〇、五〇〇	八、六〇〇
千八百七十八年	二六、六〇〇	一、二〇〇	千八百九十五年	二二、一六九	九、六〇九
千八百八十三年	三〇、〇〇〇	四、〇〇〇			

以上の表に據れば「ヲユリック」の機業者は爰四ヶ年間に著しく其器械を改良したるものと謂ふべし又該業に從事する手機職工男女共に二萬五千人其內四分の三若くは五分の四は女工なり但昨夏中は悉く休業せり器械機に從事する職工は一萬二千人染工千三百人再精工四百人なりとす「ヲユリック」市織物年々の產出價額は凡そ九千萬法にして其主なる賣捌口は英國、米國、佛國及獨逸の四ヶ國に在るなり又「リボン」織物の最も盛なる場所は「バール」市の內外に在りて其起原は千五百五十四年の頃なりき當時手機業の競爭烈しかりしが遂に勝利を得て一大業となりしめたり現今「リボン」織職工場數は十六ヶ所にして機數は八千五百臺を備付けり而して其職工場は器械機手機を合せて二萬乃至二萬五千人なり年々の製出額は凡そ四千萬法にして其十分の九は輸出に供せり英國米國及佛國は其主なる仕向先きなり

以上陳べたる狀況の內に最も吾人の喫驚せし所のものは前世期の終りに於て「ヲユリック」市に存立せる機數なりとす當時の手機數は四千臺にして而して今日は二萬二千臺の多きに達し加之器械機九千六百臺の增置を見る要するに瑞西國現在の絹業一般の實況は前記の如くにして復た其著しく進步せるを知るべし

因に云く瑞西國綿絲紡績の錘數は百六十六萬八千本にして紡績器械は二萬四千臺を備ふ原綿の使用高は殆んど二千五百萬基にして單絲二千百五十萬基綿撚絲二百乃至四百萬基白及色織物四千四百萬基を製出す（昨年十二月五日佛國絹業雜誌）

◎日清伊佛製絲工女の賃銀

佛國製絲家ド、ラルブルセー氏の最近調査に係る日本支那伊太利佛國の製絲工女日給は左の如し

日本	日給三十五山（凡十三錢）	就業十二三時間	伊太利	日給一法	（三十七錢）就業十二三間
支那	仝	仝	佛國	仝 一法五十山（五十六錢）	仝 十時間
仝	仝	仝			

◎伊國營業稅の增課と製絲場

近着の佛國蠶業雜誌に據れば今度伊太利政府は營業稅を增課するに決定せしよりベルガム地方の製絲家は早已に之を氣構へ停業せしもの數ヶ所ありと云ふ從來の製絲所得稅は平均左の如く徵收せられたり

千八百九十年　製絲場一釜に付　四十五ヶ
千八百九十一年　仝　四十五　千八百九十四年　仝　九十
千八百九十二年　仝　二十五　千八百九十五年　仝　三十

而して美關地方製絲家は一釜に付四十リーラ以内の課税を至當なりと主張し其他當業家の運動頻々なり（以上三件會員今西直次郎氏譯送）

◎横濱生絲檢査所生絲檢査調

横濱生絲檢査所に於て二月九日より三月五日に至る間に檢査せる生絲は左の如し

請求月日	筒數	產地	生產者	檢査項目	請求人
二月九日	一筒	近江	蠶業會社	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	茂木
同	同	伊勢	服部製絲場	同	同
同十日	同	信濃	片倉製絲場	同	小野
同十二日	二筒	上野	高山組	同	生絲會社
同十三日	一括	伯耆	成繁製絲所	同	茂木
同十五日	二筒	紀伊	岩出製絲場	同	同
同	一括	尾張	草木製絲會社	同	同
同	同	周防	岩國製絲會社	同	下城
同	同	備中	下道製絲會社	同	同
同十六日	同	美濃	野名製絲場	同	梅谷

請求月日	筒數	產地	生產者	檢査項目	請求人
二月十六日	同	伊勢	度會製絲場	同	同
同	同	駿河	靜岡製絲會社	同	同
同	同	伊勢	多氣製絲場	同	茂木
同	一筒	同	中村安二郎	同	同
同	同	同	鈴木製絲場	同	同
同	一括	同	多氣製絲場	同	同
同	同	同	由谷藤三郎	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度	安西
同十七日	二筒	因幡	吉備製絲會社	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	梅谷
同	一括	備中	同	同	下城
同	一〇本	武蔵	御法川直三郎	同	御法川

同十七日	一筒	美濃	加藤與市	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度、練減	加藤代原
同	同	羽前	武田政次郎	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度	武田代同
同	同	羽前	菊地銀次郎	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度、練減	菊地代同
同	同	羽前	村上伊三郎	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度	村上代同
同	同	羽前	松代製絲會社	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	松代製絲會社代同
同	同五括	信濃	長谷川製絲場	同	梅谷
同十八日	一括	羽前	吉備製絲會社	同	同
同	同	備中	相模製絲場	同	同
同	同四筒	伊豫	河野喜太郎	同	生絲會社
同	一筒	美作	津山製絲會社	同	神榮支店
同	同	豐後	岩田信次郎	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度	多加谷
同十九日	三筒	信濃	三全社	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	小野
同	一筒	同	開明社	同	同
同廿二日	二括	伯耆	名島製絲所	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	茂木
同	一筒	信濃	片倉製絲場	同	小野
同廿二日	一括	羽前	長谷川製絲場	同	梅谷
同	一括	信濃	依田佐二平	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度	木村
同廿四日	一筒	伊豆	同	同	同
同	同	同	白鳥社	纖度	横濱製絲外
同	五本	信濃	片倉製絲場	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	小野
同	一筒	信濃	丹波城跡社	纖度	神榮支店
同廿七日	同	同	成瀬製絲場	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度	山田
三月一日	四筒	讃岐	藤代製絲會社	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	三井物産會社
同	一括	下野	—	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	九十五番館
同	一八括	信濃	信英社	丹繊、纖度、強力、伸度	茂木
同	同	伊勢	井関製絲場	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	同
同	一括	美濃	野呂萬二郎	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	生絲會社
同	三日	桑繊一〇〇本	上野碓氷社	同	同
同	同	器械三筒	磐城因幡	同	同
同	同	同	湯谷平十郎	原量、正量、丹繊、纖度、類節、強力、伸度	安西
同	四日	所	椿本製絲	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	茂木
同	一筒	大和	自邊製絲會社	丹繊、纖度、類節、強力、伸度	多加谷
同	五日	同	同	同	同
同	一括	伊豫	同	同	同

◎神戸生絲檢査所生絲檢査調　神戸生絲檢査所に於て去る二月中に檢査せる生絲は左の如し

請求月日	箇數	產地	生產者	檢査項目	請求人	請求月日	箇數	產地	生產者	檢査項目	請求人
二月九日	二箇	兵庫	田淵　澄	丹絹、纖度、黏着、張力、伸度	田淵　澄	同	同	福岡	筑陽製絲會社	同	同
同	一箇	石川	大舘彌治平	同	同	同十二日	一箇	兵庫	平野桑之助	同	木村知治
同	同	大分	久住製絲會社	同	同	同十八日	五本	大阪	堺製絲會社	同	小松原兵造
同	同	兵庫	田淵　澄	同	同	同廿四日	同	岡山	島村加壽太	同	島村加壽太

◎蠶業講習所の設置　島根縣蠶絲業組合取締所に於ては毎年蠶業講習所を設置し地方の蠶業教師となるべきものを養成し來りしが本年も亦三月二十日より出雲國簸川郡杵築町に於て開所することゝし正教師は農務局に其撰擇方を依頼し助教師は縣下に於ける西ヶ原蠶業試驗場出身者を採用する筈なり

◎蠶業學校設立の計畫　島根縣出雲國簸川郡杵築町は出雲大社の所在地にして關西に於ける蠶業の本場とも稱すべき場所なるが土地の有志者相謀り同所に完全なる蠶業學業を設立せんとし目下委員を置きて專ら調査中なり此擧に就ては出雲農會長出雲國造從四位千家尊紀氏を始め其他有力家の贊成するもの甚だ多し而して同學校は島根縣蠶絲業組合取締所の名を以て起す筈にて創立豫算は金四千圓なり

◎蠶種風穴貯藏庫　島根縣蠶絲業組合理事石原虎三郎氏が蠶種貯藏に關し熱心盡力する所の出雲國飯石郡須佐風穴は濕氣少なく且つ方位と云ひ地勢と云ひ立木と云ひ頗る蠶種の貯藏に適し其成績頗好なりしに由り既に三個の貯藏庫を建設せり而して氏は本年より世上一般各種蠶種風穴貯藏の依托を受くと云ふ（以上三件會員廣瀨由太郎氏報）

◎競進社の事業擴張　埼玉縣兒玉郡兒玉町に於ける競進社にて蠶業講究所を設置し其教師として吉池慶正、横田長太郎の二氏を招聘せしことは已に前號の會報に記載せるが今又同講究所設置の因由に就て會員田島茂作氏の報を得たれば之を摘載せんに競進社は夙に蠶業の不錬を以て世に立ち從來無數の傳習生を養成し又教師を各地に派遣し以て蠶業の進歩改良に力を効せしは世人の遍く知る所にして社運の隆盛なること他に比類少し殊に社長木村九藏氏は歐洲巡回以來彼が所長を自己の實驗に調和し或は模範養蠶室を築造し或は蠶種貯藏庫を設立し我蠶業界に新元素を注入したる功勞は掩ふべからざるものあり然れども從來の蠶業傳習は單に實業に止まるを以て隔靴搔痒の憾みなきにあらず故に昨春以來社員全般の協贊を得て蠶業講究所の創立に着手し校舍の建築竣成せしかば爰に吉池、横田の二教師を招聘し愈々二月三日を以て生徒を入塲せしめ講習を開始せるも開校式は社長木村氏病氣に附き暫く延期せり云々

◎鹿兒島縣種子島の蠶業　同島は鹿兒嶽より東南に方る一孤島にして鹿兒港より海路僅に六十二海里とす予は近頃蠶業奬勵御用を帶び同地に出張し親しく實見せしに氣候頗る温和（年中空氣の温度は華氏四十度乃至九十五度を昇降す）地質亦沃壤にして最も蠶桑の業に適し到處野桑自生し而も内地の桑培業に優るものあり實に縣下屈指の養蠶地として將來有望の良地たるを認む而して同島蠶業

の沿革を聞くに文政年間西之表村羽生六郎左衛門氏鹿兒島に於て島主の爲め職を奉ずるの傍養蠶製絲の道を習得し文政元年の春奥州産の蠶種を需めて歸島の後普く島民に與へ熱心に之が擴張を計り漸次其普及を見るに至りし折柄島民の常食物たる甘藷に害蟲發生し被害掛からざりしかば島民は之を以て蠶兒の變化せしものと妄信し大ゐ嫌忌の念を生じ爾來蠶業は全く地を拂ふに至り該島に於る斯業發達の上に一頓挫を來せしが近年に至り其説の全く無根なるを覺り糖業其他の事業と共に漸く發達の運氣に向ひ歳々飼育者の增加を見るに至り已に昨年の如きも掃立蠶種は三百餘枚此飼育戸數は六百九十五戸の多きに及べり嘸に賀すべきことゝす元來同島は人口に比し土地の廣きが爲め内地人の移住を奬勵すること最も必要にして今後相當の資産を有し而も斯業に經驗ある者の移住を促し島民と協心戮力以て改良進歩を圖らしめば數年を出でずして一大新養蠶地を見るに至るや信じて疑はざる所とす（在鹿兒島會員舘三之吉氏報）

◎高鍋蠶業改良會社に就て　本會報第五拾五號に井上甚太郎氏の日本の蠶業と題する演説中我宮崎縣高鍋の蠶業改良會社の狀況あり該社は去る二十四年中松永先生本縣（出張せられし時其講話に基きて成立せるものにして忽ち蠶業熱心家の團躰結社となり製絲場と氣脈を通じ善良の蠶種を撰定し自家各個の製種を磨して規模宏大の製絲場となし殆ど地方の需要を充たし其他一般の飼育法を一定改良し又傳習生を養成する等專ら地方蠶業を經め擴張しつゝあり然れども前途尚ほ盡力を要する點多し兎に角今日人の口舌に上り本會報に見はるゝに至るを見るは深く松永先生に謝する所なりと在高鍋會員山本祐安氏の通信中にあり

◎蠶種檢査所の粗漏　去月中茨城縣眞壁郡大村字中根の養蠶家杉山作馬氏の團躰なる大根社より本春期掃立つべき蠶種數十枚但し茨城縣下館及結城町檢査所にて檢査濟の蠶種に就て余は再檢査を囑托せらる因て之を檢査するに同縣下眞壁郡平方村某氏の製造に成る蠶種は悉く滿而の有毒なるを以て直ちに縣廳に向て尚ほ再檢査を請求せしめたれども此の如きの誤認檢査は當時事務の繁忙及種々の事情より來りたるものなるべしと雖も受檢人及購買者に檢査不信任の感を抱かしめ折角多費を要しての檢査所も漸く怨府たるべきの思想を起さしめ斯業改良の上に大關係を有するものなれば檢査員たるべきものは宜しく謹愼に謹愼を加へて檢査せられんことを希望す（會員林良太郎氏報）

◎松田小吉氏の送別會　頃日滋賀縣長濱簡易蠶業學校に聘用せられて赴任したる大日本蠶絲會員松田小吉氏の爲めに蠶業講習所職員一同は客月十九日を以て王子の某樓に送別會を開けり當日は白雪霏々として銀世界を現出せるにも拘はらず所員悉く來集して非常の盛會を極めたり氏は福岡縣人にして明治廿二年西ヶ原蠶業試驗場を卒業し爾來諸縣に養蠶教師となり又は蠶種檢査員となり其他地方品評會の審査員若くは巡回講話員となりて斯業には經驗淺からざる人なるが生徒の養成は其最も好む所にして諄々として倦まざるの資を備へりとされば今回の赴任は殊に適任なるべし

◎生絲直輸出奬勵法　生絲及製茶の當業者は直輸出奬勵法に附き各ゝ農商務省に出願する所ありしが去る六日の農商工高等會議に於て當業者意見の要點を採納することに決定して其旨を大臣に答申せしかば大臣よりは之を閣議に提出し閣議に於て愈ゝ之を可となし今回の議會に該法案を提出するの運びに至れり今生絲に關しての決議なりといふを聞くに農商工高等會議は之を三等に分ちて一等品

には百分の五、二等品には百分の三、三等品には百分の二の奬勵金を與ふべしと決議せり當局者の希望通りにすれば直輸出の生絲は凡そ百萬斤なるが故に奬勵金は二十六萬餘圓に上るべき豫算なれども迚も法案に規定するが如き合格品は乏しかるべしと云ふ

◎北甘樂蠶業講習會　同會は去る二月一日を以て第二回講習會を開く生徒は三十有五名にして前年に比すれば科目も增加し世界蠶業沿革、養蠶法、蠶躰生理、同病理、蠶躰解剖、桑樹栽培論附土壤肥料論、害蟲驅除論、蠶種檢査法等を授け講師佐藤辰太郎、鷲治良補助員落合亥十郎の諸氏之に當り幹事は横山丹壽氏にして會頭佐藤國太郎氏も時々自己の經歷を談じて生徒を奬勵せしかば課程も大に進行し三月十七日を以て證書授與式を擧行するに至れり當日の概況を記せんに午前九時式を擧げ會頭、講師、幹事等の告諭ありて修業證書を授與し生徒總代長崎縣人高月啓太郎氏答辭を朗讀し茲に全く式を終へ午後第五時より懇親會を開けり（以上の諸氏は孰も大日本蠶絲會員なり）

◎中山智倚君の小傳　君諱は智倚中山氏勝作と稱す後に力雄と改む上野七日市の藩主前田氏の臣なり嘉永二年某月某日を以て江戸神田猿樂坊に生る資性剛毅堅忍にして幼より文武を好み長ずるに世及び司馬勝太郎氏に從ふて漢籍を修め齋藤彌九郎氏に就て劍法を學ぶ各〻得る所ありて國藩の人士其右に出づるものの少し屢〻藩公の賞詞を受く維新後再び齋藤氏の塾に入りて身を讀書擊劍に委ぬ其技大に進み嶄然頭角を現はせり君家道素と豐かならず故を以て學費中ごろ給せず歲除の日に方り遽に齋藤氏の塾を辭し擊劍の具を肩にし飄然として去りて武相常總等の諸藩及所在の道場を歷問し技を試み傍ら學費の補給を計れり此間の辛苦想ふべきなり然れども毫も疲倦の色なく筋肉益〻肥健を致せり既にして藩に歸り常に双刀を操りて技を負す其後輩の精練なる往々人の忌避する所となれり明治三年政府は民部大藏兩省の議を納れ本邦製絲法を改良するが爲め佛國より器械を購入し且教師及技術者若干名を雇聘し地を上州富岡に相し工場を築造するに方り其隣近諸藩の人材を撰用して製絲業を練はしむ君亦其一人にして幾ばくもなく大藏省勧業寮の吏員となり後ち十五等出仕に進む八年教師ポールブリユナ氏の解雇せらるゝや君は高橋信貞、井原伸次、小島敬善等の諸氏と其事業を繼承し九年度の如きは實に九萬餘圓の製造純益を見るの盛況を致せり是固より時の所長尾高惇忠氏畫策其宜しきを得たると氣運際會の然らしめたるに由ると雖も抑亦君等の翼贊與りて力あらずんば非ず十三年所長速水堅曹氏の推薦を得て內務省勧農局に榮轉し未だ幾ばくならずして横濱同伸會社の創設に會し職を辭して其社に入り佛國里昂支店員となり居ること九年にして廿二年中に歸朝し爾來本社に在りて專ら其業務を執り遂に支配人となれり廿九年五月横濱蠶絲外四品取引所生絲の檢査を囑託せらる同年十二月廿二日胃病と肋膜炎とを併發し後ち肺炎に變じて藥石効なく本年一月五日を以て易簀す嗚呼本邦の製絲界其人多からざるに非ず然れども其製造に精練し又其貿易に通曉せること君の如きは果して幾人かある而も本邦生絲直輸會社の嘱失たる同伸會社が從來困難したる種々の困難なる中に立ちて前後十八年鞠躬盡瘁したる功勞に至りては永久泯滅せざるものあり豈亦偉ならずや

◎蠶種檢査に關する請願　左に掲載する者は客年十一月十一日新潟縣蠶絲業大會の決議に依り客月中貴衆兩議院へ差出しれる請願書にして起草委員は吉田善太郎、吉池慶正、本間宏の三氏なり

蠶種檢査之儀に付請願

抑も殖產興業の事何れの時何れの國か之を不急なりとなさん然り而して戰勝後の日本膨脹以來の神州は特に殖產興業の目下最も焦眉の急に逼迫せるを觀るなり嗚呼平壤の大勝黃海の偉勳國威を坤圓球上に發揚し旭日の旗光をして燦爛歐米人士の目を眩暈せしむるに至りしもの是全く畏くも 聖上稜威の然らしむる所にして海陸軍人の身を以て國家に盡瘁したるに據るとは雖數萬の士卒が威を逞

ふしたる銃砲彈藥何を以て之を製造せしや波濤を踏破し偉功を奏したる芳野松島等の諸艦何を以て之を購入せしや實に資金の之を供給せしに據るなり果して然らば資力の此戰爭に與て力ある如何に重且大なるやを知るに足るべし又我忠勇なる軍人が骨を露し血を流したる遼東半島を遽付する止を得ざるに至りしは其源因一ならずと雖國資の充實せざる其多きに居るは誰か是を首肯せざらんや既に戰爭以前に於て資力を需むるの道甚緊要たりしなり而して戰爭後否遼東半島還付の今日にありては層一層緊要の度を加へしを觀る資力を需むるの道殖産興業を措て豈他あらんや殖産興業の事其數擧て數ふべからずと雖最も我國土に適し最も我國情に適し將來有望なる物產は蠶絲にあらずして何ぞや嗚呼實に既往日本の命脈を維持せしは蠶絲にして將來の日本即ち膨脹せし日本をして愈其膨脹の度を高めしむるもの亦蠶絲たるなり見よ其產額は年に月に增加して蠶絲類及之を以て織製せる絹布の輸出額を計算し來れば無慮一億萬圓に垂んとするの盛況を呈せり實に國家の瑞運福祉と謂ふべし然れども退て深く顧るに前途轉杞憂に堪へざるものあり何となれば產額の增加と物價の改良は相伴はざるのみならず動もすれば反比例をなすの傾きあり故を以て歐米の需要者は切に改善の忠告をなせり然るに清國は敗戰後海陸軍備の擴張せざるべからざるを覺り最も殖產上の奬勵に力を盡ぐと聞く試に思へ清國は地廣く土肥え工賃廉にして資力裕なり其蠶業に好適なるは世界中稀に觀る所にして而も蠶業の先開國たり倘し此蠶業之好適地に向て適當の奬勵を施さば發達せざらんと欲するも得べけんや果して奮起勃興蠶業の改良をなさしめば我蠶業は如何或は前年征清役の結果を反對に演するなきやも保すべからず憶ひ思ふて玆に至れば轉悚然たるを覺へざるなり故を以て蠶業の改良發達は目下喫緊の急務なりとす而して蠶業の根源たる蠶種は尙未だ改良の域に達せず蠶商の詭辯を弄し幼稚の養蠶家を瞞着するもの少からず爲に養蠶家は氣候順にして尙其遂蠶の悲境に沈淪するものあり此を以て各府縣蠶種の檢査を行ふと雖其法區々にして一枚の蠶種にして數回の檢査を受けざるべからざるあり甲縣に於て合格せし蠶種は乙府に至りて廢棄に歸するあり當業者の不便不利實に甚しと云ふべし然して檢査は單に微粒子毒のみに止りて他は措て問はざるものゝ如し故に檢査施行の府縣と雖蠶種は悉く精良なりと云ふべからず檢査を實施せざる府縣に至りては恰も病毒蠶種の滯積場となり養蠶家をして蒙らしむる損害其果して幾何なるやを知るべからず噫我重要物產の根源にして釐革する所なく依然揣擦し去らんか戰後の經營虛せりと云ふべきか產業の發達圖れりと云ふべきか實に同一の立憲治下に生息する國民にして受くる所の幸不幸豈啻に千里の差なるのみならず是れ其等當業者の常に慎歎に堪へざる所なり伏して希くは幸に賢察を賜ひ蠶種檢査法案を提出し速に可決全國數百萬の同業をして同一の慶に浴せしめ戰後の經營を全ふし產業の興隆を圖り國資を收むるの大本を確定するに至らんことを千希萬望の至に堪へざるなり其等玆に不遜を顧みず猥に尊嚴を冒瀆し惶懼の至に耐へず誠恐誠惶

◎富山縣支會規則

大日本蠶絲會富山縣支會に於ては今般支會規則を制定して本會に屆出でたり其全文は左の如し

第一章　總則　第一條　當支會は本會に準據し大日本蠶絲會富山縣支會と稱す事務所は富山縣婦負郡八尾町に置く。第二條　當支會は本會の趣旨を遵守し汎ぬく蠶業上の經驗智識を交換し專ら蠶絲の改良進歩を圖るを以て目的とす。第三條　當支會は第二條の目的を達せん爲め左の事項を取扱ふものとす。第一項　地方蠶絲業者を勸誘し本會に贊入せしむること、第二項　地方蠶絲業の隆盛を奬勵せん爲め時々蠶絲に關する學術名望ある人士を招聘し演說談話會等を開くものとす、第三項　蠶絲業の振起改良を圖る爲め毎年一回蠶種生絲繭の三品々評會を開くものとす但し品評會に關する規定は評議員會に於て之を定む、第四項　地方蠶業者を會して毎月一回（第二日曜日）本業に關する討論會を開く但し討論研究會に關する細則は別に之を定む、第五項　地方蠶絲業に關する

諸般の調査を爲し本會に報告するものとす、第六項　地方蠶絲業者中發明或は改良せし器具及方法等を當支會に出すときは之れを審査し有益と認むるものは更に本會の審査を請ふものとす　第二章　會員　第四條　當支會は特別會員及通常會員の外に支會限りの特待會員及協賛會員を置く。第五條　特別會員及通常會員は本會の會員たるものとす。第六條　特待會員は蠶業に對し偉大の功績若くは名譽ある人又は地方官吏或は名譽職吏員等學識名望ある人にして特に當支會の推薦したるものとす。第七條　協賛會員は當支會の目的を協賛し會費として毎年金四拾錢を前納するものとす但し本會の會員外にして單に當支會員たる人は會費として毎年金四拾錢を前納するものとす。第八條　當支會へ入會せんと欲する者は住所姓名を詳記し屆出づるものとす但し退會せんとする者は其理由書を附し屆出づるものとす　第三章　役員　第九條　當支會は本會規則に基き役員を定むること左の如し　幹事長一名、幹事五名、書記若干名　但し幹事長及幹事の任期は滿二ヶ年とす書記は無任期とす。第十條　幹事長は評議員會に於て特待會員より推薦し幹事は評議員會に於て通常會員中より選擧す書記は幹事長之を撰任す。第十一條　幹事長は當支會一切の事務を總理し會費の集金送附等一切の事務を監督し幹事は幹事長を補佐し當支會の事務を分擔し書記は幹事の指揮を請け當支會の庶務に從事するものとす。第十二條　役員は書記を除くの外無給とす書記は相當俸給を與ふるものとす但し幹事の出張等を爲すときは實費を支拂ふものとす　第四章　評議員　第十三條　當支會に評議員二十名を置く其任期は二ヶ年とす但し評議員は本會々員中より選擧するものとす。第十四條　評議員會は經費豫算規則の改正等重要なる件を評議々定するものとす但し評議員會に關する議事細則は別に之を定む。第十五條　評議員會は定期總集會の後に開き其他幹事長の必要と認むるとき又は評議員三分の一以上申立あるときは臨時開會するものとす。第十六條　評議員會は半數以上出席せざれば議事を開くことを得ず但し招集二回に及ぶときは出席員を以て之を開くことを得　第五章　地方委員　第十七條　當支會に地方委員若干名を置く地方委員は評議員會に於て選定し當支會幹事長より囑託するものとす但し任期は二ヶ年とす。第十八條　地方委員は當支會の事務を擴張し其地方會員の會費を取纏め當支會に送附するものとす。第十九條　地方委員に要する通信其他諸費は其實費を支拂ふものとす　第六章　會報　第二十條　會報は本會の會報を以て之に充つ但し有益の通信論説と認むるものは幹事長之を詮評し本會に回送し其會報に掲載を請ふものとす。第三十一條　特に當支會に限り必要と認むる論説通信等寄贈する者あるとき又は有益と認むる事柄は評議員會に諮り時々印刷に附し會員に頒布することあるべし　第七章　集會　第二十二條　當支會は毎年春秋二回定期總集會を開き會務の成蹟經費の支出入精算報告及評議員の撰擧等をなすものとす但し會場及日時は豫て報告す　第八章　雜件　第二十三條　總て物品金員等を當支會に寄附あるときは本會に報告し寄附者の姓名を帳簿に錄し永く保存すべし。第二十四條　當支會の會計は一月一日より十二月三十一日迄を以て決算報告するものとす。第二十五條　總て會員たる者は本會は勿論當支會に名譽を毀損するか或は本文の義務を怠さゝるときは其理由を附し通常會員は本會の處分を申請し單に支會員たる者は評議員會の決議を以て除名することあるべし

◎富山縣支會役員

大日本蠶絲會富山縣支會にては支會規則第三章、第四章に據り幹事長、幹事、及評議員を撰擧せしに幹事長に倉山昌親氏幹事に橋爪治郎作、松本七兵衛、吉友順平、長瀬鎗平、村杉虎二の五氏評議員に(氏名いろは順)林昌作、富川治平、吉田宗十郎、根上長次郎、中村圓四郎、中川藤平、長尾利吉、舟崎理平、舟崎五三郎、福島九左衛門、寺田松次郎、安部忠次郎、阿部忠嗣、齋藤善太郎、宮田長藏、島忠保、清水安五郎、清水伊八郎、廣島治平、平野守一の二十氏當選したる旨本會へ屆出たり

◎新潟支會の役員改選　大日本蠶絲會新潟支會にては昨年十一月十一日の大集會に於て支會規則第三章、第四章、第五章に據り幹事長、幹事、及評議員、地方委員を改選せしに幹事長（欠員）幹事に小藪準三郎、吉池慶正、門村直中の三氏評議員に海沼英祐、松澤正治、吉田善太郎、小出淳太、松田彦平、吉原義雄、荒木寅平、三輪爲次郎、山田政嗣、五十嵐正松、石澤寛治、井口文八、白井知榮、保坂誠一、瀬沼宮治の十五氏地方委員に北蒲原郡中島俊吾、山崎種城、藤間惣右衛門、本間宏、高澤輔四郎、飛鳥次郎吉、河内長太郎、中蒲原郡鷲倉勘太郎、松田彦平、小柳民谷、田中國太郎、曾我承緒、安倍周平、西蒲原郡三富貴一郎、東蒲原郡（欠員）刈羽郡竹部恒作、山岸繁作、堀井義文、遠藤鐵、南蒲原郡佐藤嘉一郎、佐藤健治、石田鑑吾、三島郡三輪振次郎、岡村榮太郎、山田喜代士、古志郡井上勝太郎、勝沼六郎、西片與次右衛門、坂結喜藤太、北魚沼郡渡邊謙次、櫻井高五郎、井口理八、林丈吉、小島與吉、南魚沼郡關留七、鹽谷禎治、岡村仁三治、中魚沼郡富澤寛、近藤榮太郎、村山稔、中頸城郡塚田德太郎、富永孝太郎、白井知榮、西頸城郡木島定吉、伊藤亘、岩船郡伊東孝太郎、富樫源吉、海沼英祐、佐渡郡磯部龍治、水谷德藏の諸氏當選したる旨本會へ屆出たり（本件は行違ありて屆書遷延したるものなれば茲に其由を一言す）

◎臺灣總督府殖産部の養蠶　昨春兵燹未だ治らず兵馬倥偬の際にも拘はらず總督府殖産部にては艋舺街にて廣東種の蠶兒を掃き立て居る者ある由を聞き就て之を取り調べられたるに大氣の疎通く杜絶したる暗室の内に不潔なる木製の小箱に眠起せしめ而も其小箱は煙を以て充たされ給桑其他の管理は常に豚脂を扱ふ炊事場の傍らに於てせらるゝが故に蠶兒は全く煙脂の間に棲息すると云ふ因に云ふ廣東種の桑樹及内地種の桑樹の苗木は既に試驗場に栽培しあれども本年までは給桑に適せず又宜蘭附近頭圍より大里簡に至る約四里間は野生の桑樹頗る多しと云ふと二月十三日發行の臺北新報に見えたり

◎春挽製絲の初入荷　各地方共に追々春挽製絲に着手せる由なるが本年の第一着入荷として本月五日相州改良社より横濱の蔴澤商店に到達せしは四個にして其品質は頗る良好なりしと云ふ

◎支那蠶種の輸入　本邦の養蠶家中には近頃支那蠶種の良好なる旨を傳へて之を希望する傾きある由を早くも横濱居留地二百九番館ペヒュル商會に於て聞込み其輸入を爲さんとの計畫あることは曩に聞及びたる所なるが關西地方其他の養蠶家より約定せし第一回の分は此程既に到着し第二回の分も亦遠からず到着する筈にて本年は最早跡約定は爲さゞるよし

◎昨年中上海商況概要　去る一月三十日刊行の上海申報は昨年中の上海商況一斑を掲げ戰後商況は一時盛大に赴くべき形勢を示したるが彼の軍費賠償の一事は市場の元氣を沮害すると頗る大なるものありて遂に二三の商業を除く外は前年の如き不結果に終りたることを述べ絲、茶以下各業に就き損益の概況を説明したり今其中に就て蠶絲及絹織物に關する景況の要領を摘記し以て當業者の參考に資せんとす

絲價は前年に比し甚しき相異なしと雖も前年來持越の貨物太だ多く之に新産を加へ總計三萬包に上に其成績頗る宜しく概して内地の中等品以上の好結果を得たれば本年は尙ほ其成績を確めんが爲め西ヶ原蠶業講習所、上州群馬、鹿兒島等の内地種及廣東種を取り寄せ試育に從事せらるゝ筈にて一昨日擅當技師は臺北附近の第内田甫原野山林等に野生せる桑樹の調査に出張せられたりと云ふ因に云ふ廣東種の桑樹及内地種の桑樹の苗木は既に試驗場に栽培しあれども本年までは給桑に適せず又宜蘭附近頭圍より大里簡に至る約四里間は野生の桑樹頗る多しと云ふと二月十三日發行の臺北新報に見えたり

り而して輸出の額は約そ二萬六七千包に過ぎざりし故に倉敷及金利のため損耗する所輕からず繭問屋の如きは損耗殊に甚し蓋し前年中繭商の利益ありたるを以て本年は新開の問屋十數軒に及び買出に競爭したるため繭價非常に騰貴し且つ地方養蠶者は斯機會を失はざらんと欲して採取を急き不完全の繭を續々市場に送出したるため本年の繭は價貴くして品格却て劣等に屬し繰成したる絲は前年に較べ獲利の見込なく況や外國取引の價格は爾來低落の一方にて本業者は概ね鉅額の損失を受くるの已むを得ざるに陷れり（中略）次に綢（絹織物）業は本邦内國商業の一要項なるが近年製絲場の各地に起りしより養蠶家は皆繭を賣るの簡易にして利益ある事を以て綢緞に適する絲を繰る者大に減じ隨て綢價を昂進せしめ販路の渋滞を招けり故に局外者は只綢價の騰貴を見て該業者の獲利を虧想すれども事實は全く反對なり（以下略之）

●直輸出奬勵法案可決　生絲直輸出奬勵法案が本年の議會に提出せらるゝの運びに至るべしとは別項に記載する所なるが同法案は此程果して議題に上り兩院共に無事に通過したれば目出度法律となりて其公布を見るは應に近きに在るべし

●繰綾褒賞下賜　實業に精勵したる廉を以て三月四日賞勵局に於て絲綾褒章を下賜せし者左の如し

長崎縣壱岐國北高來郡北諫早村　和田　牛

資性温厚夙に蠶絲を講明し經營地方の民産を殖せんことを圖り蠶染の業を創め殖産の方を講じ工場を設立し工女を教養し專ら編綾染塩絹段を製し之を販路の内外に廣め或は有志者と約して遠近の製絲を均一にし農談會品評會を設けて絲綾の方を改むる等海に實業に奮勵し業界の模範たる者とす仍て明治十四年十二月七日勅定の絲綾褒章を賜ひ其善行を表彰す

●特別廣告

●會員諸件　左の諸氏は二月より三月に渉りて入會せれたり

●入會

○通常會員

東京	村中勝五郎	岐阜	丹羽陸市	福島	阿部慶一郎
神奈川	大曾根秀五郎	同	長野木下彦雄	同	齋藤常吉
新潟	伊東幸太郎	同	木下宮内	同	菅野宇内
同	田中虎治	同	二木計之	同	齋藤文六
同	高橋嘉忠治	同	林莊藏	同	池田伊之松
同	須田治太郎	同	宮澤槇藏	同	菅野忠左衛門
同	石田貞松	同	篠田庄三郎	同	幕田安右衛門
同	高頭强造	福島	佐藤角兵衛	同	大竹宗兵衛
埼玉	村田佐七	同	安齋七三郎	同	大竹權右衛門
静岡	青沼沃	同	菅野意三郎	同	石井市左衛門
同	竹内嘉平	同	春山富彌	同	青木清三郎
同	江間傳吉	同	澤田喜平	同	佐藤英次郎
同	山田福次郎	同	渡邊顯	山形	加藤忠恕
同	松井孫市	同	齋藤長吉	同	今野久右衛門
同	伊藤行藏	同	武藤善助	同	安藤吉次郎
同	鈴木半十郎	同	三瓶傳七	同	羽島清四郎
同		同	岡部十郎	同	大場善作

秋田　沼田信一　秋田　鈴木重和　高知　松本幹一郎
同　島山喜代治　同　小林竹之助　福岡　香月佐吉郎
同　安保常吉　山口　井原豊　大分　猪原岩雄
同　梁田理一郎　同　石田登一郎　熊本　益田勝次
同　若松信助　高知　明神武雄　鹿兒島　小山田直二
同　栃崎武助　同　堅田直喜　同　窪田雄助
同　須藤清治　同　青木二男

計　七十名

右の内にて村中氏は下田伊左衛門氏、大曾根氏は町田治助氏、伊東氏は新潟支會孰も紹介せられ田中、高頭、丹羽、今野、明神、堅田、青木、松本、寄月、蔡原、小山田、窪田の十二氏は各自に申込まれ高橋氏以下二氏は山田政綱氏、村田氏は引岡操氏、青沼氏以下六氏は四邊支會、木下（彦雄）氏以下三氏は木下常氏、宮澤、篠田の二氏は市瀬善治氏、佐藤（角兵衛）氏以下十氏は増子德之助氏、齋藤（常吉）氏以下四氏は淺野德三氏、喜田氏以下六氏は阿久津伊藏氏、加藤氏は川村常三郎氏、安藤氏は鈴谷善助氏、羽島、大場の二氏は秋葉政吉氏、沼田氏以下八氏は原安太郎氏、井原、石田の二氏は藤井廉太郎氏、益田氏は長野親太郎氏孰も紹介せられたり

○正誤　會報第五拾六號六十三頁上段二行目木傳藏は傳次。中段一行中四應留は留應、同十五行村田傳重は村岡にして下段十行稻垣實義の次へ入るべきの誤り

●會員諸君に要望す

蠶絲業に關する高見卓說及實地經驗せられたる事蹟は何卒御投稿相成度且又御見聞の次第も有之候はゝ陸續御通信あらむことを希望す　但表類は兎角紙面を多く要し候に付各景況の如きは可成文章に綴りて御報告相成度候

大日本蠶絲會

●競進社報告

本年二月中新に設立せられたる競進社蠶業講究所規則は左の如し

競進社蠶業講究所規則

第一章　總則

第一條　本所は蠶業に關する學理を講究する所とす

第二條　講究生は五十名を以て定員とす

第三條　修業期限は六ヶ月とす

第二章　學科課程

第四條　本所の學科課程は左の如し

前期　動物學大意
　　植物學大意
　　化學大意
　　桑樹栽培論意
　　躰解生理論
　　躰解病理論
　　蠶體解剖法
　　蠶養法大意
　　製絲論

後期　蠶種檢査及生絲檢査
　　蠶種製造
　　蠶養法

講義

實地顯微鏡使用法

第三章　學期及休業日

第五條　學期を分ち左の二期とす

前期　自二月一日　至四月廿日
後期　自四月廿一日　至七月廿一日

學理
實習

第六條　休業日左の如し

一　日曜日
一　土曜日　午後
一　大祭祝日

第四章　講究生募集

第七條　講究生は毎年學期の始に於て募集するものとす

但時宜により臨時募集することあるべし

第八條　應募者は左の資格を有するものたるべし

一　身躰強健にして修業中家事の關係なきもの
二　資性行狀ともに善良なるもの
三　學費を自辨し授業料を納め得るもの
四　年齡十九歲以上のもの
五　二ヶ年以上競進社養蠶に從事したるもの
六　尋常小學卒業以上のもの

第九條　入學試驗科目

一　養蠶法大意

第十條　講究生志願者は毎年十月十五日までに左の願書を差出すへし

入學願書

私儀貴社蠶業講究生志願に付御試驗の上入所御許可相成度尤在學中身上の儀は一切保證人に於て引受可申候依之此段相願候也

年　月　日　　宿所　本籍某子弟　何　某　印

何年何月生

保證人　某　殿　　宿所　本籍某子弟　何　某　印

第十一條　志願者は丁年以上の男子にして本郡内に居住する身元確かなるものを保證人とし履歴書を添へ願出つへし

第五章　試驗

第十二條　試驗を分ち左の三種とす

一　臨時試驗

現に履修の課程に就き臨時之を行ふ

一　學期試驗

學期の末に之を行ふ

一　得業試驗

修業期の終に於て之を行ふ

第十三條　試驗點數は各課目一百點を最高點とす

總平均點數六十點以上　及第

總平均點數六十點未滿　落第

二課目以上四十點未滿　落第

第十三條　試驗に合格せさる者は何等の事故に不拘再試驗を受くることを得す

第六章　授業料

第十五條　講究生授業料左の如し

一ヶ月　金壹圓

第十六條　授業料の納付は毎月五日以内とす若し滯納三週間以上に及ふ時は保證人より辨納せしむ

第十七條　豫め屆出をなし全月欠席に係るものは其月限り授業料を免除す

同所に於ける本年度の生徒姓名は左の如し

埼玉縣秩父郡野上村藤谷淵　村田佐七
同　久那村　引間操
同　見玉郡東見玉村沼上　松澤柳太郎
三重縣度會郡宇治山田町中島　長岡辰吉
埼玉縣比企郡高坂村宮鼻　芝崎和吉
同　大里郡男衾村富田
同　見玉郡東見玉村沼上　細村茂三郎
神奈川縣足柄下郡下府中村中里　原正雄
埼玉縣北埼玉郡須影村秀安　野口林藏
埼玉縣北足立郡鳩眞町上生出塚　深井藤吉
神奈川縣中郡成瀬村高森　齋藤鼎治
同　土澤村上吉田　石田源藏
埼玉縣北足立郡指扇村辻　山口米升
神奈川縣愛甲郡荻野村　小林爲之助
埼玉縣入間郡南高麗村直竹　鈴木爲之助
同　見玉郡松久村駒衣　吉橋順平
静岡縣富士郡田子浦村宮島　丹羽耕一
同　加島村宮下　佐野昇
埼玉縣見玉郡本庄町　森田英太郎
同　大澤村白石　福島新太郎
神奈川縣中郡成瀬村高森　重田幾藏
埼玉縣比企郡竹澤村勝呂　吉田善次郎
同　大里郡櫻澤村　大谷重次郎
同　寄居町寄居　清水村吉
同　同　野本忠三郎
同　同　久次郎
神奈川縣足柄下郡下府中村中里　原
埼玉縣北足立郡鳩眞町上生出塚　木村傳一郎
神奈川縣中郡成瀬村高森　高山芳輔
同　土澤村上吉田　井上友吉
埼玉縣北足立郡指扇村辻　高橋盛太郎
神奈川縣愛甲郡荻野村　森川萬吉
埼玉縣入間郡南高麗村直竹　浪江三郎
同　見玉郡松久村駒衣　小林伊三郎
同　大里郡本郷村針ヶ谷　西山斧三郎
神奈川縣中郡吾妻村山西　神原正之助
和歌山縣伊都郡九度山　江積稠治
埼玉縣見玉郡本庄町　新井善吉
同　多野郡神川村小平　鈴木鑛作
埼玉縣大里郡太田村道ヶ谷戸　江原嘉吉
群馬縣勢多郡大胡村河原滝　野口芳次郎
同　多野郡鬼石町淨法寺八鹽　和田良吉
神奈川縣中郡吾妻村中里　田島實太郎
埼玉縣北埼玉郡太田村小針　白井保之助
愛知縣寶飯郡豊川村豊川　和歌山縣伊都郡應基村伏原
山口縣豊浦郡長府村　福井縣坂井郡大關村大味
群馬縣多野郡吉井町吉井　埼玉縣北足立郡日通村大成
同　馬宮村西遊馬　大里郡本郷村針ヶ谷
神奈川縣中郡吾妻村山西　和歌山縣伊都郡九度山
群馬縣群馬郡片岡村乘附　多野郡神川村小平
埼玉縣大里郡太田村道ヶ谷戸　群馬縣勢多郡大胡村河原滝
多野郡鬼石町淨法寺八鹽　神奈川縣中郡吾妻村中里
埼玉縣北埼玉郡太田村小針　愛知縣寶飯郡豊川村豊川

◉大日本蠶絲會新潟支會寄附金

一金參圓　吉田善太郎
一金參圓　小出淳太
一金參圓　中野貫一郎
一金參圓　山田政蔵
一金參圓　中島製絲場
一金貳圓　松田彦平
一金壹圓　本間宏
一金壹圓　金森安之助
一金壹圓　吉池慶正
一金壹圓　菊田利右衛門
一金壹圓　門村直中
一金壹圓　水戸部猪八郎
一金壹圓　五十嵐正松
一金壹圓　山崎種城
一金壹圓　堀井義文
一金壹圓　三輪爲次郎
一金壹圓　日下部成澄
一金壹圓　坂詰喜藤太

一金壹圓　三輪振次郎
一金壹圓　中島俊吾
一金壹圓　小見寺一岡太
一金壹圓　柿崎鉛太郎
一金壹圓　五十嵐惇爾
一金壹圓　高井和一郎
一金壹圓　田中篤雄
一金壹圓　佐藤嘉一郎
一金壹圓　水谷德藏
一金壹圓　劍持玄龍

●大日本蠶絲會西遠支會寄附物件

一金參圓　青木彌七
一金參圓　山梨縣　内藤文次郎
一金貳圓　伊藤豐太郎
一金貳圓　小野忠太郎
一金貳圓　岡部竹次郎
一金貳圓　挿田善五郎
一金壹圓　渡瀨源一郎
一金壹圓　小笠郡　伊藤誠太郎
一金壹圓　歐米蠶業に關する高説拾四枚　東京　本多岩次郎

●寄稿者諸君に啓す

會員諸君の寄稿せらるゝもの漸く多きを加へ、鳴謝の至りに堪へず編者は得るに隨つて之が輯錄に忌らず雖も奈何せむ紙數に制限あるを以て已むを得ず次號に讓らざる場合も之あり殊に本月の如きは編輯結了後に接手したるものも尠からず故に是等に逐次掲載すべければ請ふ諒恕せられむことを

編者再拜

●送金に就き注意

會費其他の金員を本會に送付せらるゝとき郵便爲替又は小爲替證書は拂渡局所名を東京神田濱路町に小爲替證書の表面右の方に設けある區畫の一差出人は此處に受取人の宿所氏名を記すべし」とある下に「東京神田區美土代町二丁目一番地大日本蠶絲會一と御記入相成るべし
現金を通運便に託し送付せらるゝときは必ず配達賃御拂濟みに相成るべし
郵便切手代用の節は必ず一割増しにて御送付相成るべし

大日本蠶絲會

北海道蠶種販賣

北海道蠶種の強健にして飼育の容易なることは今更贅言を要せざる迄り弊社は今道蠶種の需要倍々を多きを以て今回更に大に諸君の御注文に應ぜんが爲め最も信用ある全道蠶種製造家と謀り框製拾萬蛾を限り左の特別廉價を以て此際普く御注文に應ずべく候間御用の諸君は大々至急代金相添御申込被下度奉希望候也

●種類は青熟小石丸の二種なり

●代價は框製百蛾金壹圓五十錢（百蛾以上全國無運送料）

右蠶種は悉皆蛾躰檢査上無毒にして原種用檢査證印あるものなり

●蠶業用運送業　東京芝區高輪南町三十番地　丸山舍

◎北海道製の外鮮馬長野地方大家製造の泰蠶種も販賣仕候代價平附壹枚壹圓卅錢框製百蛾二圓五拾錢

農事新報

第百二號三月分發行
一冊八錢郵稅五厘
冊前金八錢郵稅共七十五厘
錢前金九十五錢
郵便切手代用は大
郵便受取所振替は南傳馬町
郵便受取所振替は歐米査
郵便切手代用は大
郵便為

有隣堂養蠶書之內

（各書は南傳馬町学取所當）

	賣價
●蠶桑生理問答全	三拾五錢
●栽桑實驗錄全	八拾五錢
●發氏增養論全	四拾五錢
●訂實驗講義全	五拾錢
●蠶桑病說全	四拾錢
●蠶桑試驗問答（自一至十二）全	三拾錢
●蠶桑實驗成績（二）全	拾錢
●蠶桑病說（二）全	拾錢
●蠶桑試驗問答（三）全	五錢
●蠶桑實驗成績（三）全	郵稅各四錢
●蠶桑學理（一）全	郵稅各六錢（十二）四錢
●蠶桑學理繼續（二）全	郵稅各八錢（十二）四錢
●蠶桑試驗成績（三）全	郵稅各八錢（十二）四錢
●蠶桑實地養蠶論全	郵稅各八錢（十二）四錢
●蠶桑記事（一）全	郵稅各八錢（十二）四錢
●蠶桑記事（二）全	郵稅各六錢（十二）四錢
●蠶桑記事（三）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（四）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（五）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（六）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（七）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（八）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（九）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（十）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（十一）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑記事（十二）全	郵稅各七錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑實驗錄（十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（二十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（三十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（四十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（五十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（六十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（七十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（八十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（九十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百二十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百三十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百四十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百五十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百六十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百七十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十一）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十二）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十三）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十四）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十五）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十六）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十七）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十八）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百八十九）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十）全	郵稅各四錢（十二）四錢
●蠶桑之眼目（百九十一）全

養蜜蟲用暖爐販賣廣告

本器は特許養蜜蟲に用ゐて便利なる暖爐にして其用勞力と費とを少く且危險なく室内に適宜の温度を一定に保持すると共に又居室用及び温泉の代用に供し得べしを得●使用法は先其蓋取普通の泥爐中の鐵網の上に炭火を入れ其上に炭を部の外縁際迄積重ね蓋を爲し器外中部れ取し鐵網を囲繞せる移動圓筒を上下なる數多の火口を開せる炭は火口部の炭適温を保持するに隙ひ順次下降して燃焼す本器一杯の炭火消炭全燃する時間は炭堅軟と外氣の高低に依り

差あり共八九時間乃至十二三時間を保持すべし又本器は壹個に八八壹乃至十壹個にて外氣より甘度を上昇し壹個内に設くる時は作業上憂なし共に得○火爐と壹室内に得る以て此不用なれ自由に移せ常に堅固なる本器は全部轉し○惡質炭○小得○材鉄直に消故火非用ゐ共なる場合には金圓五拾錢代壹里拾里迄送金包替は詳細郵局振込錢百

●一名接木獨案内

正價郵稅共拾七錢

●一手特約販賣及普通販賣の實費を許す

●本器を實地使用せし所の窩は申込次第寄せ呈可仕候

●里迄廿錢百里外四錢●送金爲替は三田局振込切手代用壹割増

成蹟殊實なる旨の禮狀

養蜜講義

蜜蜂計長木村九藏君　群馬縣折茂仕平君著述

右は養蜜飼育法を詳細平易に記述せる最大眞書なり詳細は本報第五拾貳號に在り就て見られよ

幾學士三吉米熊君周長野縣宮入良吉南門君著

正價郵稅共四拾錢

●付美製本ふりかな付

飯高病蟲論

●本書の詳細は本報第五拾四號廣告中に在り

竹翠堂君著　附清故訂　第三版

正價郵稅共拾錢

實地應用　接木法

本書は接木の方法を詳細に記述したる最眞書なり

●毎月壹回十五日發行●第四十五號三月十五日發

●本獨案内

正價壹册郵稅共七錢五厘

蠶業新報

●郵稅共八拾四錢廿四册前金郵稅共壹圓五拾六錢

●廣告料廿四字詰一行金七錢●見本は郵券八錢

●本誌は本邦蠶業雜誌中最も完備せるものなり

●弊舍への送金爲替は三田局振込切手代用壹割増

●蠶業關係書籍及蠶具類分賣所

東京芝區高輪南町三十番地丸山舍